

平塚市の教育

～ 平塚市教育委員会70周年記念誌 ～
< 1952年(昭和27年)～2022年(令和4年) >



【平塚市教育会館】

平塚市教育委員会

平塚市教育委員会 70 周年記念誌の発刊に当たって



平塚市教育委員会
教育長 吉野 雅裕

平塚市教育委員会 70 周年記念誌の発刊に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本教育委員会は、昭和 27 年 11 月に誕生しました。その 64 年後に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、新たな教育委員会として今日に至っています。

時代は昭和から平成、そして令和へ。社会を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、夢や希望を抱きながら豊かに生き、地域と関わり社会を牽引していく、そんな「人づくり」のために教育が果たしてきた役割の大きさを、今改めて感じているところです。

この記念誌は 10 年ごとに作成されています。読み返してみますと、時代の変化と共に変わっていく「流行」と、時代の変化に左右されない「不易」とは何かをしっかりと受け止めながら、本市の教育を推進していくために汗をかいていただいた方々の姿が見えてまいります。先人のご努力に心から敬意を表します。

さて、この 10 年間で ICT 環境の整備が急速に進展しました。GIGA スクール構想では、子どもたちに 1 人 1 台端末が配備され、学校では様々な活用がなされています。例えば、授業中に端末を通して教員と子ども、子ども同士のやりとりが瞬時にできたり、遠くリトアニアの人たちとのオンラインによる交流が可能になったりなど、10 年前には考えられなかったことが実現しています。

また、「新型コロナウイルス感染症」の影響も忘れることはできません。コロナウイルスにより、学校教育、社会教育を始め私たちの生活は大きな制約を受けました。しかしながら、このピンチをチャンスと捉え、オンライン学習やリモート会議、イベントや事業の見直しなど、これまで様々な工夫をしながら難局に立ち向かってきました。それが今、私たちの新たな財産になっています。

昨年、中央教育審議会から「令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が示されました。本市としましても、これまで築いてきた確かな教育実践を土台とし、次の 80 周年、更にその先に向けて着実に歩みを進めていかなければなりません。そして、その成果が次の記念誌に残るよう、これからも平塚教育の充実・発展に向け職員一丸となって取り組んでまいります。

最後に、この 10 年間、本市の教育を支えていただいた多くの方々、そして本誌の刊行にご協力いただきました関係者の皆様方に心から感謝を申し上げ、発刊のことばといたします。

もくじ

平塚市教育委員会発足70周年に寄せて.....	1
平塚市長 落合 克宏	
平塚市教育委員会発足70周年に寄せて.....	2
平塚市議会議長 数田 俊樹	
1 平塚市の概要.....	3
2 平塚市教育の方針.....	4
3 教育委員会制度の改革について.....	5
4 新型コロナウイルス感染症の対応について.....	6
5 学校教育	
(1) 幼児教育.....	8
(2) 義務教育.....	11
(3) 平塚市教育研究所.....	24
(4) 平塚市教育会館.....	37
(5) 特別支援教育.....	41
(6) 平塚市子ども教育相談センター.....	54
(7) 学校給食.....	60
(8) 学校保健.....	63
(9) 就学奨励.....	64
(10) 学校安全.....	66
6 社会教育	
(1) 公民館等.....	70
(2) 芸能文化.....	83
(3) ふるさと歴史.....	89
(4) 図書館.....	90
(5) 平塚市博物館.....	103
(6) 平塚市美術館.....	121
7 社会体育	
(1) 社会体育.....	130
8 平塚市教育関係資料	
(1) 歴代委員等.....	144
(2) 表彰関係.....	158
(3) 教育委員会事務局と教育機関の変遷.....	161
(4) 教育財政.....	165
(5) 学校一覧等.....	169
(6) 学校教育施設.....	179
(7) 社会教育関係.....	184
(8) 社会体育関係.....	188
9 平塚市教育委員会70年のあゆみ	
(1) 昭和の時代 【昭和23年(1948年)～昭和63年(1988年)】	192
(2) 平成の時代①(20世紀)【平成元年(1989年)～平成12年(2000年)】	193
(3) 平成の時代②(21世紀)【平成13年(2001年)～平成31年(2019年)4月】	194
(4) 令和の時代【令和元年(2019年)5月～令和4年(2022年)3月】	196
平塚市教育大綱.....	197

平塚市教育委員会発足 70 周年に寄せて



平塚市長 落合 克宏

平塚市教育委員会が発足 70 周年を迎えられましたことを心からお喜び申し上げます。

現在に至るまで長きにわたり、本市の教育行政の充実に向けてご尽力を賜った、歴代の教育長・教育委員の皆さまを始め関係者各位に深く敬意を表します。

日本社会では、人口減少と少子高齢化の進行とともに、政治・経済・社会など多方面にわたる将来への懸念が広がっています。そこで平塚市は、長期的視点に立った持続的な市政運営を展開し、多くの皆さまから「選ばれるまち・住み続けるまち」を目指し、市政運営に取り組んでいます。中でも未来を担う子どもの成長を支えることは大変重要です。教育分野では「子どもの学び」、「教育環境」、「生涯学習や文化芸術活動の環境」の充実に力を注いでいます。

教育における行政の役割は、教育の政治的中立性を担保する観点から、その環境を整えることを主眼に置いています。近年、ハード面で優先的に取り組んだのは、学校へのエアコン設置です。これによって、子どもの健康面や学習面への効果だけでなく、先生方の職場環境の改善も図ることができました。また、社会教育施設である公民館の改築にも取り組みました。公民館は、地域コミュニティの活性化の拠点です。施設の利便性を高めることで、住民同士のつながりを育むきっかけとなるよう願っています。

一方、ソフト面では、国の「GIGA スクール構想」に対応し、全ての児童・生徒に一台ずつ行き渡るようタブレット端末を調達し、学校現場におけるデジタル化が一気に加速しました。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で、リトアニア共和国の事前キャンプ地となったことで、世界への視野が一層広がりました。トップアスリートたちとの触れ合い、学校関係者や文化関連訪問団などとの交流を通して、子どもも異文化や歴史、平和の大切さを肌で感じ、国際社会への関心につなげてくれたに違いありません。

さて今年、平塚市は市制施行 90 周年の節目の年を迎えました。この節目にあたり、先人たちの努力によって築き上げられた本市の歴史を振り返るとともに、100 周年へ、さらにその先の未来に向けたまちづくりに力を注いでいきたいと考えています。時代の流れに合わせて、社会・経済が刻一刻と姿を変えていくように、教育をめぐる状況も目まぐるしく変化しています。それに応じて、皆さまが直面する課題も複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない課題も増えてくることでしょう。今後とも、地域や関係団体、行政との連携を深め、共に手を携え合って子どもたちの成長をしっかりと見守っていきましょう。

結びに、今後とも皆さまには平塚の教育行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会のますますのご発展を祈念し、お祝いのことばといたします。

平塚市教育委員会発足 70 周年に寄せて



平塚市議会議長 数田 俊樹

平塚市教育委員会が 70 周年という大きな節目を迎えられ、記念誌を発刊されますことを心からお慶び申し上げます。また、長年にわたり、本市の教育の充実・発展を図るために多大な貢献をされておりますことに、深く敬意を表する次第でございます。

昭和 27 年に教育委員会が設置されましたが、昭和 29 年以降、本市は近隣の町村との合併により市域が拡大するとともに人口も急増し、学校の新設や校舎の増改築も続きました。小学校を例に挙げれば、昭和 27 年に 5 校だったものが、現在では 29 校を数えるまでになりました。一方、市立小・中学校の児童生徒数は昭和 58 年の 35,169 人をピークに減少し、今では半分近くとなる中、特別支援学級に在籍する児童生徒数、外国籍の児童生徒数は増加するなど、少子高齢化や核家族化、またグローバル化や情報通信技術の進展等、社会が様々に変貌するのに伴い、教育を取り巻く環境も変化し、教育的ニーズは多様化・細分化しました。

本市では、最上位の行政計画である総合計画において、教育分野として「子どもの学び」、「教育環境」、「生涯学習や文化芸術活動の環境」の充実などを基本施策として位置付け、さらに教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策として「平塚市教育大綱」を定めています。

教育委員会策定の、令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期平塚市教育振興基本計画～奏プラン II」は、教育大綱と同じ「未来の礎を築く教育のまち 平塚」を基本理念とし、生涯学習を通してめざすべき人間像に向けた人づくりを推進するために策定されました。学校や地域、関係団体等がそれぞれの強みを活かして連携し、地域社会の持続的な発展を促進するという方向性も明文化され、学校教育と社会教育が抱える諸課題の解決に向けて取組を展開されています。市議会におきましても、教育が抱える課題の解決に向けて努力し、議論を重ねていくことが重要な役割であると考えております。

結びに、本市の教育が、地域や関係機関などと連携して全市的に展開し、ますます発展することを祈念しまして教育委員会発足 70 周年に寄せる言葉といたします。

1 平塚市の概要

平塚市は、東京から南西方向に約 60km(JR 東海道線の普通電車で約 1 時間)、神奈川県ほぼ中央、相模平野の南部に位置し、約 4 km の海岸線から西北に広がる扇形で、相模川と金目川の下流域に発達した平野と、それを取り囲む台地と丘陵から形成されています。背後には丹沢・大山山麓が控え、西方には富士・箱根連山を遠望できる四季温和な気候に恵まれたまちです。

江戸時代に東海道五十三次の宿場町として栄え、1887 年(明治 20 年)に鉄道(現在の JR 東海道線)が開通すると、平塚駅を中心に発展してきました。

1932 年(昭和 7 年)4 月 1 日、横浜、川崎、横須賀に次いで、県下で四番目に市となり、商工都市としての第一歩を踏み出しました。

第二次世界大戦で大きな被害を受けましたが、戦後、焦土の中から再び復興へと力強く歩み始め、1954 年(昭和 29 年)から 1957 年(昭和 32 年)にかけて、1 町 7 村を合併し、現在の市域となりました。その後、都市施設や市街地の整備が進み、商・工・農業の均衡のとれた複合都市であるとともに、住宅地としても発展しています。

こうして平塚市は、令和 4 年 4 月 1 日をもって市制施行 90 周年を迎えました。



2 平塚市教育の方針

平塚市では、市政運営を総合的、計画的に進めるための指針として、また、最上位の行政計画として平成28年度から令和5年度までを計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」を策定し、まちづくりを展開しています。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針として「平塚市教育大綱」を策定しました。

平塚市教育委員会では、今後の平塚市教育の充実に向けた考え方や目指すべき方向性をまとめた「第2期教育振興基本計画～奏プランII～」を令和2年度から令和6年度までを計画期間として策定しました。

なお、「平塚市教育大綱」の基本理念である「未来の礎を築く教育のまち 平塚」を「第2期教育振興基本計画」でも基本理念として位置付けています。この基本理念を踏まえつつ、平塚市における「目指すべき人間像」を「夢と志を持ち、何事にもチャレンジする人」「優しさと思いやりを持ち、自他ともに尊重する人」「自ら学び考え行動し、社会との関わりを持つ人」と考え、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現と持続的な成長・発展を支える人づくりを支援するための教育施策を推進することとしています。

さらに、基本理念の実現と目指すべき人間像に向けた人づくりを推進するために、「確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実」「子どもの育ちを支援する環境の充実」「文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実」という3つの基本方針を掲げています。

これらの基本方針を着実に進めることで、SDGsで掲げられた目標への貢献や今後の「人生100年時代」「超スマート社会（Society 5.0）」を見据え、より豊かに社会を生き抜くことができるような教育の実現を目指します。



3 教育委員会制度の改革について

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、平成 26 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されました。

従来の教育委員会としての体制から主な変更点

《教育委員長と教育長を一本化した「新教育長」》

- ・「新教育長」は、教育委員会の代表者であった委員長と事務の統括者であった教育長を一本化し、会議の主催者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮統監者として、また教育行政の第一義的な責任者として、役割が明確になりました。

《「新教育長」は、首長が議会の同意を得て直接任命》

- ・これまでの教育長は、首長が教育委員を任命し、その中から教育長を選任していましたが、「新教育長」は、首長が議会の同意を得て直接教育長を任命することとなり、首長の任命責任が明確化されました。

《「新教育長」の任期は 3 年》

- ・「新教育長」の任期を 3 年とすることで、首長の任期（4 年）よりも 1 年短く、首長の任期中に少なくとも 1 回は自らが教育長を任命できること、また教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員よりも任期を短くすることで、委員によるチェック機能及び議会同意によるチェック機能の強化が可能となりました。

《緊急時にも常勤である「新教育長」が教育委員会会議を招集することが可能に》

- ・「新教育長」は常勤であることから、緊急時にも教育委員への情報提供や教育委員会会議の招集のタイミングを判断することができ、迅速な対応が可能となりました。

《総合教育会議を設置》

- ・会議は、首長と教育委員会（教育長と教育委員）で構成されます。
- ・首長と教育委員会が協議・調整することで、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行することが可能となりました。

《首長による教育大綱の策定》

- ・総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定することで、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化されました。

※歴代委員については、144 頁以降に掲載しています。

※教育大綱については、197 頁に掲載しています。

4 新型コロナウイルス感染症の対応について

【令和2年2月から令和4年3月まで】

2019年5月1日、元号が平成から令和に変わりました。

新しい時代の到来と期待していた矢先、翌年の令和2年2月28日、国からの通知及び県からの要請を受け、感染防止を図り、子どもたちの安心・安全を確保するために、市立小・中学校について一斉休校としました（休校期間：3月2日～3月25日）。しかし、休校期間ではありましたが、卒業式については、感染症対策を十分に施した上で実施しました（中学校：3月11日・小学校：3月19日）。

新年度となった令和2年4月7日には、新型インフルエンザ特別措置法に基づく国の緊急事態宣言発令に伴い、再び市立幼稚園、小・中学校を一斉休校としました（休校期間：4月7日～5月31日）。

6月1日からは登校を再開しましたが、6月26日までは「分散登校期間」とし、学年や学級を2つのグループに分け、1日おきの登校となりました。

こうした影響から、各学校カリキュラムを再編成し、夏季休業期間を8月8日から23日までの16日間と大幅に短縮するなど、感染症対策と学びの保障との両立に苦慮しました。

しかし、これまで「当たり前」とされてきた学校生活を見直す契機となり、各学校及び教育委員会が行事や会議の精選、また書面会議で開催するなど工夫しました。

ちょうどこの頃に国の予算補助も付き「GIGAスクール構想」が加速し、各校に1人1台タブレット端末を配備することとなり、これに伴い大容量高速回線を整備することとなりました。このことにより、自宅に居ながら学校の授業が受けられる「オンライン授業」の環境整備を進めました。

また、社会教育施設も同様に利用中止期間を設けました。利用可能となった後も利用人数制限等を行い、感染症拡大防止対策を図りながら、段階的に施設運営を再開しました。また、ウェブサイトを活用し動画を公開するなど、自宅に居ながら学習できる環境も提供し、対応を図ってきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の生活様式や行動意識に大きな変化が生じ、その変化及び影響は長期化しています。令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランII～」に基づき教育施策を推進しているところですが、今後は、感染症と隣り合わせの社会（ウイズコロナ）、また感染症が収束した社会（ポストコロナ）も見据えた「新たな日常」における教育が求められています。

※次頁以降の各課所管する事業参加者等のグラフ・数値につきまして、令和2年度以降に著しく減少しているものにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものとなります。

5 学校教育



【相模小学校 令和4年4月校舎供用開始】

(1) 幼児教育

平塚市では、大正13年に初めて私立幼稚園が創設され、幼稚園教育が始まりました。昭和29年から昭和32年にかけて、市町村合併に伴い、町立幼稚園2園が平塚市に移管され、公立幼稚園による幼児教育がスタートしました。昭和40年代になると、公立幼稚園は8園となり、就園児数を増やすために2年保育から1年保育に切り替えました。その後の人口減少や2年保育を望む声もあり、平成9年度には5園に統合するとともに、2年保育を開始しました。

平成23年度に設置された「平塚市幼保一元化に関する検討会」では、平成24年10月に「平塚市幼保一元化に関する検討会中間報告」（以下「中間報告」という。）を取りまとめ、公立幼稚園については、「廃園」や「統合」も含めて在り方を検討し、廃園や統合が困難な場合には、単独施設での認定こども園化を図ることとしました。これを受けて、平成25年度から公立認定こども園の設置に向けて、平塚市認定こども園カリキュラム作成を進めました。

平成29年4月に港幼稚園と須賀保育園を統合した港こども園が開園し、公立幼稚園は4園となりました。認定こども園は、保育課所管ですが、園長会や幼稚園主任担任研究会等への参加体制を整え、これまでどおり5園で幼児教育について研究を続けることになりました。

平成29年3月に、文部科学省は、幼稚園教育要領を改訂しました。その内容には、幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）や5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」等が明示されました。

これを受けて、令和2年度の平塚市の学校教育指導の重点及び努力点に、幼稚園指導要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を踏まえ教育課程を編成することを加えました。さらに、令和3年度には、「生涯にわたる人格形成の基礎の育成」を教育活動の重点として掲げました。

令和2年4月1日にさくら幼稚園と金目幼稚園2園が廃園となり、令和4年度現在、公立幼稚園はひばり幼稚園と土屋幼稚園の2園となりました。各幼稚園・こども園では、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて編成した教育課程に沿って、創意工夫をいかした活力ある園づくりに努めています。また、幼稚園・こども園主任・担任研究会では、「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を踏まえた架け橋期のカリキュラムについて研究しています。

今後も社会の要請に応えるべく、行政の果たすべき役割や課題を整理し、幼児教育の充実に向けて取り組んでいきます。

①幼稚園への補助

平塚市教育委員会では、幼児教育の充実を図るため、幼稚園在園児の保護者及び私立幼稚園等に対し補助事業を行っています。

1 保護者に対する補助事業

平成 16 年度から国の就園奨励費補助金と平塚市の単独補助事業である私立幼稚園等就園費補助金を一本化し、3 歳、4 歳、5 歳児を対象とする平塚市私立幼稚園等就園奨励費補助事業を開始しました。平成 27 年度までは、国の補助事業対象外となる無認可園の一部の階層（D 階層以下の 3・4・5 歳児）について、市単独補助事業分として年額 15,000 円を補助していましたが、平成 28 年度に廃止しています。令和元年 10 月から幼児教育無償化が始まり、幼稚園利用料、預かり保育利用料及び副食費の補助を行うこととなったため、私立幼稚園等就園奨励費補助金は令和元年度末で廃止されました。

なお、幼児教育無償化事業は、令和 3 年度に保育課へ移管しています。

2 幼稚園等団体に対する補助事業

幼稚園設置者に対する補助事業として、「心身障害幼児就園私立幼稚園補助金」「私立幼稚園教材教具及び健康管理費補助金」があり、各種団体に対しては、「平塚市私立幼稚園協会補助金」「平塚市私立幼稚園父母の会連合会補助金」がありますが、うち連合会補助金については、平成 29 年度より廃止しています。

②幼・保・こ・小・中連携の推進

平塚市教育委員会では、子どもたちが幼稚園教育により身に付けてきたものが、小学校生活の中で十分生かされ、発揮されていくためには、それぞれの教師が互いを理解し交流することが必要と考え、昭和 53 年度に幼・小指導法研究会を設け、幼稚園での保育の在り方や指導上の問題点、小学校低学年との関連指導等の研究を進め、幼稚園、小学校の連携を図ってきました。

昭和 54 年度からは、会場を幼稚園、小学校と交互に替え、互いの教育内容を公開し、指導法だけでなく、広く幼・小の連携について研究・交流を進めてきました。また、名称も「幼・小連携指導研究会」から「幼・小交流学习研究会」と改名していきました。平成 10 年度からは、保育園にも参加を呼びかけ、交流の範囲を広げました。更に小学校と中学校の連携も視野に入れ、平成 11 年度からは「幼・保・小・中交流学习研究会」、平成 17 年度からは「幼・保・小・中連携学習研究会」と名称を変更し、平成 23 年度からは、中学校会場でも開催するようになりました。平成 24 年度からは、幼保小中連携講演会を教育研究所事業に移管し、平成 25 年度からは会場となる各校（園）に事業を委託するなど、研究の効率化を図りました。その他にも、学校区ごとに幼・保・小連携や小・中連携に向けた様々な取組を行っています。

研究の内容としては、幼稚園の遊びを通じた学びと小・中学校の各教科等の授業を通じた学習との接点を求めるとともに、「就学前と小学校の接続を意識した取組」「1 年生の学校生活」「小中の学習のつながりを意識した取組」等のテーマ研究の中から生まれてくる問題点をそれぞれの立場で考え、明確にしていくことで、幼稚園・保育園から小学校、又小学校から中学校への指導の一貫性、連続性を目指しています。

これまでも取り上げられてきた小一プロブレム、中一ギャップについても関心が寄せられ、話し合いの中で校種間の共通理解がされていくことも多くありました。平成 29 年度に改訂された学習指導要領にもあるように、幼児期から小学校と円滑に接続されるよう、スタートカリキュラムの編成・実施を進めています。

今後も、積極的、自主的な連携・交流の推進を目指していきます。

③公私立幼稚園の連携

平塚市の幼児教育の充実と発展を目指し、健全な幼児の育成を目的として、昭和 52 年度から公私立幼稚園教職員の合同研修会を実施してきました。公私立幼稚園相互の交流を深めるために、私立側主催の夏季教員研修会や研究発表大会、公立側主催の実践報告会や教育研究発表会等へ互いに参加してきました。

また、公私立幼稚園園長・主任懇談会においては、共通する課題をテーマに据え、それぞれの立場で情報交換も含めた話合いを通して交流を深めるなど、幼児教育全般について検討を加え、内容の充実と発展を目指して、公私立幼稚園の連携を図ってきました。

一方で、平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」による幼児教育・保育の制度変更や公立幼稚園の役割の見直しにより、平塚市の幼児教育の在り方も変わったことに伴い、各種研修会の実施方法をスリム化しました。

また、令和 2 年度からのコロナ禍による社会情勢の変化やそれに伴う「新しい生活様式」等の対応により、集合研修等の実施が難しく、実施の中止を余儀なくされました。

しかしながら、平塚市の幼児教育の充実という目標に向けて、今後も公私立幼稚園のよりよい連携について推進していきます。



市立幼稚園	① ひばり	② 土屋	(公立認定こども園	③ 港)	
私立幼稚園	1 育英	2 神田	3 黒部丘	4 さきとり	5 湘南桜ヶ丘
	6 つくし	7 つるみね	8 なでしこ	9 白鳥	10 花乃
	11 東中原	12 平岡	13 平塚学園松風	14 平塚二葉	

(2) 義務教育

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。こうした社会認識は今後も継承されていくものですが、さらにこれからは、情報化やグローバル化といった社会的変化が加速度的に進展する中で、将来の予測がますます困難で複雑となり、また、社会的変化の影響が社会のあらゆる領域に及ぶ時代になると考えられます。そのような変化の激しい時代を生きる子どもたちには、学校教育においては、「生きる力」の現代的な意義を踏まえてより具体化し、教育課程を通じて確実に育むことが求められています。

平成29年3月に告示された学習指導要領では、「生きる力」とは何かを資質・能力として具体化し、予想できない変化の中で、主体的に判断し、自ら問題を発見・解決し、新たなものを創り出していけるような力が必要と示されました。これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されています。保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、変化する社会の動きと結び付いた授業等を展開することを目指します。

令和2年3月、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国一斉の臨時休校になるなど、前例のない状況の中で、学校教育ならではの協働的な学び合いの特質を大事にしながら、子どもの学びの保障を試行錯誤することとなりました。

平塚市教育委員会では、確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実のために、様々な施策事業を展開してきました。平成26年度には、消費者教育推進法に基づき消費者教育研修会、及び全国学力・学習状況調査について市全体の課題等を共有するとともに、今後の教育指導の充実や学習状況の改善等を目指し学力・学習状況研究会を開始しました。その後、平成27年度には、いじめの未然防止等を支援するため平塚市いじめ防止基本方針関連事業、平成30年度には、自主学習等推進支援員の派遣に替わり小学校において放課後自主学習教室を開始しました。

またGIGAスクール構想により、1人1台タブレット端末が配備されたことを受け、授業づくり推進事業において「タブレット端末等の効果的活用」をテーマに研究実践を行っています。また、学校の法的な課題に対応する、いわゆるスクールロイヤーを配置する、「学校安全法務強化事業」を開始しました。社会変化に伴い令和3年度をもってサポートチームシステムは休止いたしました。令和4年度は4校に学校運営協議会が設置されました。

これからも教育の今日的課題に対応した研修会等を開催し、教育課程実施上の諸課題解決に取り組んでまいります。

<参考資料>

○教育基本法 ○学校教育法

○学習指導要領（平成29年告示）文部科学省

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）中央教育審議会

①教育課程の研究と推進

平成 29 年 3 月、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領が改訂されました。

平塚市教育委員会では、小・中学校教務担当者会を開催し、学習指導要領にて長年その育成を目指してきた知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、教育課程実施上の課題の把握と解決に向けて、講師招へいや担当者同士による情報交換を行い、学習指導要領に基づく教育課程の編成について研究を行っており、今後も充実を図ってまいります。

また、平成 25 年度からは、教育課程課題検討連絡協議会を開催しています。学校運営上、創意工夫の範囲が広がり、学習時間が多く見出せるようになるなど、一層充実した教育が推進できるため、平成 17 年度から導入されている 2 学期制の検証や長期休業の在り方の検討を行ってきました。

小・中学校連携については、少子化の進行や情報化、グローバル化の進展、核家族化の進行等、児童生徒を取り巻く社会の状況が様々に変化中、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化してきていることも受け、各学校間で連携して課題解決に当たることがより一層求められています。こうした状況を踏まえ、平塚市教育委員会では、小・中学校間の接続を図り、発達の段階に応じた一貫性のある教育を推進するため、各中学校区を中心に、学びの連続性を意識した相互の連携と協力を重視した教育活動に努めています。

現在、各学校では、「生きる力」を育むため、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「多様な教育的ニーズに対応し、共に育つことを目指した指導や支援の充実」を図るための教育活動を展開しています。

②学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について

平塚市では、令和 2 年度から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置と充実に向け、研究を行っています。

平成 28 年 12 月に示された中央教育審議会答申においては、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう①「何ができるようになるか」②「何を学ぶか」③「どのように学ぶか」④「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」⑤「何が身に付いたか」⑥「実施するために何が必要か」という 6 点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことが明記されました。

これからの学校は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子どもたちの将来を見据えた教育活動を展開する必要があります。学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民と情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子どもたちのために」という共通の目標・ビジョンを設定し、同じ思いで日々の教育活動を進めていくことが求められます。

コミュニティ・スクール推進員による研修を実施して理解を深めるとともに、課題について協議し、教育委員会規則の準備、委員報酬の準備、委員の任命の準備等、課題解決に当たり、その研究結果として、令和 4 年度に小学校 2 校、中学校 2 校をパイロット校として、先行的に学校運営協議会が設置されました。

③学習指導の充実

平塚市教育委員会では次のような指導方針のもとに、小・中学校における学習指導の充実を図っています。

《平成 11 年度》

基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす創意工夫のある授業の創造

平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none">●児童・生徒が生き生きと授業にのぞみ、一人一人がよさや可能性を伸ばしていくことのできる学習環境づくりに努める。●多様な指導方法や指導体制をとりいれ、創意工夫のある、分かりやすい授業づくりに努める。●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。●学習の過程を重視した、一人一人の個性の伸長につながる指導と評価の工夫改善及びその研究に努める。
----------------	---

《平成 12 年度～平成 13 年度》

基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす創意工夫のある授業の創造

平成 12 年度 ～ 平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none">●児童・生徒が生き生きと授業にのぞみ、一人一人がよさや可能性を伸ばしていくことのできる学習環境づくりに努める。●多様な指導方法や指導体制をとりいれ、創意工夫のある、分かりやすい授業づくりに努める。●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。●学習の過程を重視した、一人一人の個性の伸長につながる指導と評価の工夫改善及びその研究に努める。●選択教科や総合的な学習の時間のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりの研究に努める。
---------------------------------------	---

《平成 14 年度～平成 22 年度》

「生きる力」をはぐくむ学習指導の充実

確かな学力の向上のため、基礎・基本の定着と個性を生かす創意工夫のある授業の創造

平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒が生き生きと授業にのぞみ、学ぶことの楽しさを体験し、一人一人がよさや可能性を伸ばしていくことのできる学習環境づくりに努める。 ●多様な指導方法や指導体制をとりいれ、基礎・基本の確実な定着を図るなど、きめ細かな指導で、創意工夫のある、分かりやすい授業づくりに努める。 ●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。 ●総合的な学習の時間や選択教科のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりに努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人の個性の伸長につながる指導と評価の工夫改善及びその研究に努める。
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる学習環境づくりに努める。 ●教科指導においては多様な指導方法や指導体制をとりいれ、基礎・基本の確実な定着を図るなど、きめ細かな指導で、創意工夫のある、分かりやすい授業づくりに努める。 ●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。 ●総合的な学習の時間や選択教科、特別活動、道徳のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりに努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価の工夫改善及びその研究に努める。
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる学習環境づくりに努める。 ●教科指導においては、多様な指導方法や指導体制をとりいれ、基礎・基本の確実な定着などのきめ細かな指導、個性に応じた指導、発展的な学習等、小・中学校の教科等指導計画の一貫性などの創意工夫ある分かりやすい授業づくりに努める。 ●特別活動、道徳のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりに努める。 ●総合的な学習の時間については、各校で定めた目標及び内容に基づき、全体計画に沿った学習を展開し、一人一人の学習状況に応じた適切な指導に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす「指導と評価」の工夫改善及びその研究に努める。
平成 17 年度 ～ 平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる学習環境づくりに努める。 ●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。 ●教科指導においては、多様な指導方法や指導体制をとりいれ、基礎・基本の確実な定着などのきめ細かな指導、個性に応じた指導、発展的な学習等、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●特別活動、道徳のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりに努める。 ●総合的な学習の時間については、各校で定めた目標及び内容に基づき、全体計画に沿った学習を展開し、一人一人の学習状況に応じた適切な指導に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす「指導と評価」の工夫改善及びその研究に努める。

平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる学習環境づくりに努める。 ●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。 ●教科指導においては、個に応じた多様な指導方法や指導体制をとりいれ、基礎的・基本的な知識・技能習得およびそれらを活用する学習や発展的な学習等、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●特別活動、道徳のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりに努める。 ●総合的な学習の時間については、各学校で作成した全体計画に基づき、ねらいや育てたい力を明確にし、一人一人の学習状況に応じた授業づくりに努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす「指導と評価」の工夫改善及びその研究に努める。
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる学習環境づくりに努める。 ●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。 ●個に応じた多様な指導方法や指導体制をとりいれ、基礎的・基本的な知識・技能の習得及びそれらを活用する学習や探究的な学習等、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりに努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす「指導と評価」の工夫改善及びその研究に努める。
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる学習環境づくりに努める。 ●体験的・問題解決的な学習を重視し、豊かな感性と思考力、判断力、表現力など、将来に生きてはたらく力を培う授業づくりに努める。 ●個に応じた多様な指導方法や指導体制をとりいれ、基礎的・基本的な知識・技能の習得及びそれらを活用する学習や探究的な学習等、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動のねらいを理解し、各学校の特色ある授業づくりに努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす「指導と評価」の工夫改善及びその研究に努める。 ●児童・生徒が確かな学力を身に付けていくため、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。

《平成 23 年度～令和元年度》

確かな学力の向上

<p>平成 23 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動のねらいを理解し、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努め、学力の向上を図る。 ●体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、全領域にわたって言語活動を充実させ、豊かな感性と思考力、判断力、表現力等の育成に努める。 ●一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる児童・生徒の育成に努める。 ●基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する学習や探究的な学習等ができる指導方法の工夫・改善に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価について研究し、その工夫・改善に努める。 ●児童・生徒が確かな学力を身に付けていくため、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。
<p>平成 24 年度 ～ 平成 25 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動のねらいを理解し、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、各教科等にわたって言語活動を充実させ、豊かな感性と思考力、判断力、表現力等の育成に努める。 ●一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる児童・生徒の育成に努める。 ●基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する学習や探究的な学習等ができる指導方法の工夫・改善に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価について研究し、その工夫・改善に努める。 ●児童・生徒が確かな学力を身に付けていくため、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。
<p>平成 26 年度 ～ 平成 29 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動のねらいを理解し、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、各教科等にわたって言語活動を充実させ、豊かな感性と思考力、判断力、表現力等の育成に努める。 ●一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる児童・生徒の育成に努める。 ●基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する学習や探究的な学習等ができる指導方法の工夫・改善に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価について研究し、その工夫・改善に努める。 ●児童・生徒が確かな学力を身に付けていくため、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。

平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科、特別の教科道徳（小学校）、道徳（中学校）、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動のねらいを理解し、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、各教科等にわたって言語活動を充実させ、豊かな感性と思考力、判断力、表現力等の育成に努める。 ●一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる児童・生徒の育成に努める。 ●基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する学習や探究的な学習等ができる指導方法の工夫・改善に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価について研究し、その工夫・改善に努める。 ●児童・生徒が確かな学力を身に付けていくため、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動のねらいを理解し、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、各教科等にわたって言語活動を充実させ、豊かな感性と思考力、判断力、表現力等の育成に努める。 ●一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付けることのできる児童・生徒の育成に努める。 ●基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する学習や探究的な学習等ができる指導方法の工夫・改善に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価について研究し、その工夫・改善に努める。 ●児童・生徒が確かな学力を身に付けていくため、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。

《令和2年度～現在》

確かな学力の育成

<p>令和2年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動のねらいを理解し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通し、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●生きて働く知識・技能を習得し、それらを活用する学習や探究的な学習等ができる指導方法の工夫・改善に努める。 ●体験的な学習や問題解決的な学習を重視するとともに、各教科等にわたって言語活動を充実させ、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の育成に努める。 ●一人一人が生き生きと授業にのぞみ、自ら学び、自ら考える力を身に付け、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養に努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価について研究し、その工夫・改善に努める。 ●児童・生徒が確かな学力を身に付けていくため、家庭との連携を図りながら、学習習慣の確立に努める。
<p>令和3年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各教科、特別の教科 道徳、外国語活動(小学校)、総合的な学習の時間、特別活動等の特質を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、創意工夫のある分かりやすい授業づくりに努める。 ●社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう努める。 ●学習の過程を重視した、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導と評価について研究し、その工夫・改善に努める。 ●家庭との連携を図りながら、児童・生徒の学習習慣の確立に努める。 ●教材・教具や学習ツールの一つとして ICT を積極的に活用するとともに、指導方法や指導体制を工夫改善しながら個に応じた指導の充実に努める。

④児童・生徒指導

1 児童・生徒指導の基本姿勢と今日的課題

児童・生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、児童・生徒指導は、全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

児童・生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものです。

このような意味からも、平塚市教育委員会においては、「生きる力を育む教育活動」を実現するための児童・生徒指導の重点として、＜確かな学力の育成＞＜豊かな心の育成＞＜健やかな体の育成＞＜多様な教育的ニーズに対応し、共に育つことを目指した指導や支援の充実＞を挙げています。

そこで、各学校においては、児童・生徒指導が一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという児童・生徒指導の積極的な意義を踏まえ、平塚市教育委員会の設定した重点や努力点を視野に入れた取組をしています。

しかし、子どもを取り巻く社会環境は、大人の規範意識の低下や都市化、情報化による危険因子の増加、核家族化による家庭・地域社会の教育力の低下など、厳しい側面も存在していると考えられます。

こうした中、平塚市においても不登校児童生徒の増加、インターネット・携帯電話の普及に伴う生活習慣の乱れ、SNSトラブル等も見受けられ、その一つ一つ（一人一人）の状況も多様であり、学校だけでは解決できない、対応や解決に難しさが感じられるケースが増えています。

2 児童・生徒指導の推移

＜平成 25 年度～現在＞

【平塚市いじめ防止基本方針の策定・改定】

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（以下、法という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられました。法第 12 条では地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されています。

これを受けて平塚市教育委員会では、児童生徒をめぐる様々な状況を踏まえ、平塚市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、平成 27 年 2 月、「平塚市いじめ防止基本方針」を策定しました。

その後、法の施行から 4 年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことから、その内容を反映させるため、「平塚市いじめ防止基本方針」も改定しました。

「平塚市いじめ防止基本方針」の対象となる学校は、平塚市立小学校 29 校、同中学校 16 校であり、各学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」又は「神奈川県いじめ防止基本方針」や「平塚市いじめ防止基本方針」を参酌して、「学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定し、毎年見直しを行い、いじめ防止等を推進する体制づくりに取り組んでいます。

【平塚市いじめ防止基本方針関連事業】

○平塚市いじめ問題対策連絡協議会

法第 14 条に基づき、いじめの防止等に向けて、学校、地域の関係機関団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「平塚市いじめ問題対策連絡協議会」を設置しました。

この連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、いじめの防止等に向けた効果的な取組等について、情報共有、協議等を行う機会を定期的（年 2 回）にもっています。

○平塚市いじめ問題対策調査会

法第 14 条に定められている附属機関として、いじめ防止対策及び重大事態等に対する実効性を高める調査研究を行うとともに、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、市教育委員会の附属機関として「平塚市いじめ問題対策調査会」を設置しました。

この対策調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成しています。

市の基本方針に基づくいじめ防止対策及び重大事態等に対する実効性を高める調査研究会を定期的（年 2 回）に行うとともに、重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行います。

【市サポートチームシステム推進事業の休止】

校内暴力や器物損壊等の問題行動等に対応するため、平成 13 年度に平塚市サポートチームシステム推進事業を立ち上げましたが、時代が進むにつれ、SNS に関するトラブルや不登校事案等が多くなってきました。

こうした児童・生徒指導上の課題の変化に伴い、個別サポートチームが立ち上がることがなくなり、個別の案件については学校ごとにケース会議を開くことで、具体的な対応を考えていることから、令和 3 年度をもって、「平塚市サポートチームシステム推進事業」については、一旦休止としました。

※SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

【ケース会議の開催】

児童・生徒指導事案について、必要に応じて各校にてケース会議を開催しています。

ケース会議には、教職員の他、学校長の判断で児童相談所職員、こども家庭課職員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、平塚警察署少年補導員、福祉関係職員、指導主事等が参加し、当該児童生徒への支援について検討するとともに、関係機関が役割分担を行い、学校、関係機関がチームとなって支援体制を構築しています。

【平塚市児童・生徒の問題行動・不登校等に関する調査】

平塚市教育委員会では、令和元年度（平成31年度）より、「平塚市児童・生徒の問題行動・不登校等に関する調査」を、県の短期調査を活用しながら年間3回実施し、市内で発生した暴力行為の状況等、認知したいじめの状況等、15日以上欠席した児童・生徒数等を適確に把握するとともに、関係機関等と連携を図りながら、必要な対応を行っています。

3 児童・生徒指導担当者会等の活動

児童・生徒指導担当者会には、小中学校児童・生徒指導担当教員、平塚警察署生活安全課、神奈川県警察本部少年育成課 少年相談・保護センター 湘南方面事務所、平塚警察署少年補導員連絡会、児童相談所、こども家庭課、青少年相談室、子ども教育相談センター、教育指導課の担当者らが出席し、小学校は年間4回、中学校は年間5回開催しています。

この担当者会で、児童・生徒指導上の課題について、情報交換・相互研修を行うことによって指導の充実を図っています。

また、関係機関等との連携を密にし、協力体制を確立することで指導体制の強化を図っています。

さらに、学校警察連絡協議会（学警連）も年間3回開催され、小中高担当教員と関係機関との話し合いがもたれています。

<参考資料>

- 生徒指導提要
- 平塚市いじめ防止基本方針

⑤進路指導

中学校における進路指導は、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路が選択できるよう、学校教育活動全体を通じ、組織的・計画的に行っています。生徒の能力・適性、興味・関心など、生徒の特性を理解し、進路指導主事やキャリア教育担当を中心に、教職員がそれぞれの役割・立場において協力して指導に当たっています。また、職業体験活動や社会人講話などの機会を確保し、生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識できるよう、キャリア発達を促しています。

進路状況については次頁の表のとおりで、高等学校等への進学率は98%以上と高い水準にあります。進路に関するニーズが多様化し、私立高等学校への学費補助等の支援も充実してきていることから、私立高等学校や広域通信制高等学校を志望する中学生が増加しています。そのため、全日制公立高等学校で欠員が生じた校数、欠員数が増えています。

公立高等学校の入学者選抜については、平成23年10月に策定された「神奈川県公立高等学校入学者選抜制度改善方針」に基づき、平成9年度入学者選抜からの理念である「生徒一人一人の個性や能力、適性を多面的に捉え、調査書の評定や学力検査などのいわゆる数値のみではなく、生徒の特性や長所にも着目した選抜」を継承しながら、生徒自らの志願を確かなものとするために、平成24年度入学者選抜までの「前期選抜」「後期選抜」の特性をいかしつつ2つの選抜の機会を一体化して、全課程同日程で「共通選抜」が実施されています。また、公立高校における学びの場を幅広く提供するため、夜間の定時制の課程および通信制の課程においては「定通分割選抜」が実施されています。

市内の公立高等学校では、令和2年度に平塚農業高等学校と平塚商業高等学校の再編統合により、平塚農商高等学校が開校し、それに伴い平塚商業高等学校定時制が高浜高等学校の定時制へ移行しました。

なお、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から新しい学習指導要領が全面実施され、全ての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理されました。これを受け、令和5年度に実施する入学者選抜から、公立高等学校の入学者選抜制度の一部が変わります。学校教育を通して育成を目指す資質・能力が明確化されたことなどを軸として、入学者選抜制度の在り方についても検討が進められています。

<参考資料>

- ・中学校学習指導要領解説 総則編 文部科学省
- ・入学者選抜制度の改善について（報告）（神奈川県教育委員会ホームページより）

中学校卒業者の進路状況

進路年度	進学者数										専修学校等	就職者数	その他	卒業者総数	
	公立				私立高校	定時制	通信制	高等専門学校	高等学校別科	特別支援学校					合計
	普通科	専門・総合学科等	県外公立高校	公立高校総計											
S47	886	421	—	1,307	437	29	2	6	—	1,781	—	79	36	1,896	
S57	2,118	523	—	2,641	538	87	0	4	13	3,283	61	123	27	3,494	
H4	2,176	627	—	2,803	545	30	1	0	12	3,391	33	43	14	3,481	
H14	1,499	405	—	1,904	497	64	0	5	19	2,489	7	19	26	2,541	
H24	1,108	400	1	1,509	517	89	70	3	1	27	2,216	13	15	17	2,261
H25	1,064	419	6	1,489	518	59	68	3	0	31	2,168	9	4	32	2,213
H26	1,081	417	3	1,501	505	58	63	2	0	30	2,159	12	5	18	2,194
H27	1,107	459	4	1,570	512	57	46	5	0	22	2,212	9	5	7	2,233
H28	1,132	413	9	1,554	486	54	71	4	0	24	2,193	6	4	18	2,221
H29	1,118	428	11	1,557	499	28	67	4	0	28	2,183	3	3	15	2,204
H30	1,169	454	4	1,627	478	32	73	1	0	32	2,243	8	4	7	2,262
R1	1,143	367	2	1,512	489	24	83	2	0	31	2,141	2	3	12	2,158
R2	1,093	347	8	1,448	482	26	90	3	0	35	2,084	2	0	8	2,094
R3	1,044	346	5	1,395	506	28	100	3	0	52	2,084	6	3	14	2,107

(3) 平塚市教育研究所



平塚江南高等学校で開催された開所式
(昭和 26 年)



江陽中学内（旧海軍火薬廠）に移転した頃の建物
(昭和 31 年)



新設された図書館の 2 階に独立併置で設置
(昭和 45 年)



教育会館 1 階に設置（平成 21 年）

1 沿革

平塚市教育研究所は、「敗戦後の教育の復興は、教育の振興によってこそ実現を見ることができる。」と、当時の教育界はもとより、市長、議会、市民の熱烈な願いと期待の中で、昭和 26 年 9 月に平塚市立高浜高等学校内に設置されました。同年 12 月 3 日、小春日和の空のもと、開所式を県立平塚江南高等学校講堂において開催しました。

昭和 28 年 5 月には、平塚市教育の発展譜であらしめたいという発刊の言葉で始まる機関誌「平塚教育」が創刊されました。また同年から学校教育の一層の充実と発展を目指し、学校研究委託が始まり、翌年には個人研究委託、更には教育相談も開始するなど、今日の研究所の事業基盤がつくられました。昭和 35 年には小学校社会科副読本「わたしたちの平塚」の編集が始まり、改訂に改訂を重ねて現在に至っています。また、昭和 37 年に始められた学校巡回相談は、当時では全国的にも先駆的な取組として注目されました。昭和 61 年からは、「平塚市教職員夏季研修講座」が運営・実行委員会方式となり、より現場の教職員のニーズを踏まえた講座の実現が図られてきました。

2 年表

昭和 26 年	9 月	平塚市立高浜高等学校内に設置
	12 月	県立平塚江南高等学校講堂で開所式
昭和 27 年	3 月	「平塚市教育研究所規則」制定
	6 月	平塚駅前通り（現 MN ビル東の一角）の旧銀行建物 2 階に移転
	10 月	「平塚市教育研究所図書館館則」制定
昭和 28 年	5 月	機関誌「平塚教育」創刊
昭和 29 年	3 月	教育相談室が設けられ、教育相談事業を開始
昭和 31 年	4 月	学校教育課に併置
	10 月	「平塚市教育研究所設置条例」制定
	11 月	江陽中学校内（元海軍火薬廠技術研究所の建物）に移転
昭和 34 年	8 月	専任所長着任、学校教育課から分離
昭和 40 年	11 月	「創立 15 周年記念誌」発行
昭和 42 年	12 月	建物取壊しのため、崇善小学校の一教室を借用して移転
昭和 45 年	3 月	平塚市図書館が完成し、2 階に独立併置の形で設置
昭和 51 年	12 月	「平塚市教育研究所 25 年のあゆみ」発行
昭和 55 年	4 月	平塚市教育会館内に研究調査室を移転
昭和 57 年	4 月	研究調査室が研究所図書資料室に移転
昭和 62 年	3 月	「平塚市教育研究所 35 年のあゆみ」発行
	5 月	教育研究所に研究用パソコン 1 台設置
昭和 63 年	9 月	研究調査室に研修用パソコンを 4 台設置
平成 2 年	6 月	市内小・中学校に研修用パソコンを各 1 台設置
平成 5 年	4 月	教育相談部門が「平塚市子ども教育相談センター」の新設に伴い研究所より分離し活動開始
	6 月	全中学校に生徒用パソコンの本格的導入
平成 9 年	3 月	「平塚市教育研究所 45 年のあゆみ」発行
平成 11 年	11 月	全小学校に児童用パソコンを設置
平成 12 年	6 月	全小・中学校にインターネットが接続
平成 13 年	11 月	「平塚市教育研究所 50 年のあゆみ」発行
平成 17 年	6 月	全中学校に校務用パソコン各 4 台導入
平成 18 年	6 月	全小学校に校務用パソコン各 4 台導入
平成 20 年	9 月	教育イントラネット・学校間ネットワークの運用開始
平成 21 年	2 月	中学校校内 LAN 敷設完了
	4 月	平塚市教育会館 1 階に移転
	5 月	全小学校に地上デジタル放送対応テレビ LAN 回線導入

平成 22 年	1 月	平塚市立小学校、一斉放送システム導入 ICT（情報通信技術）支援員等業務委託事業開始（平成 24 年度まで）
	2 月	「平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部」改正（2, 5, 6, 7 条）
	6 月	市内中学校教職員に一人一台校務用パソコンを導入 市内小学校 13 校に LAN 回線を導入（28 校完了） 市内小学校 17 校に地上デジタル放送対応テレビを導入（28 校完了） 市内中学校 1 校に地上デジタル放送対応テレビを導入（15 校完了）
平成 23 年	8 月	大藏律子前市長（平成 23 年 4 月退任）が、理科教育振興のため、市内全校に大型液晶テレビ・DVD レコーダー等を寄付
平成 24 年	5 月	大藏律子前市長（平成 23 年 4 月退任）が、理科教育振興のため、市内全校に大型液晶テレビ・DVD レコーダー等を寄付
	8 月	市内全中学校のパソコン教室の教育用パソコン入替え完了
平成 25 年	4 月	パソコン等情報機器に関する予算を教育総務課から教育研究所に移管 特別支援学級用パソコンの予算を子ども教育相談センターから教育研究所に移管
平成 29 年	3 月	「平塚市教育研究所 65 年のあゆみ」発行
	11 月	市内小学校 10 校にタブレット端末を配備
平成 30 年	9 月	市内全中学校にタブレット端末を配備
令和 3 年	3 月	GIGA スクール構想に伴う市内全ての小・中学校児童生徒一人一 1 台のタブレット端末と高速・大容量の通信ネットワーク整備が完了

3 機構と分掌（令和3年度）

教育研究所長	庶務	<ul style="list-style-type: none"> ・教育会館の管理・運営 ・文書の收受 ・予算の編成・執行 ・施設・備品の管理 			
	調査研究	各種調査研究部会	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の育成研究部会 ・情報モラル教育研究部会（R2～R3） ・ICT活用研究部会 ・個人・グループ研究部会 		
		各種委託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特別研究委託事業 ・学校研究委託事業 		
	研修	各種研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研究教室 ・学校研究推進担当者研修会 ・平塚市新採用教員研修会 ・ワンポイント研修 		
		教育講演会			
	教育の情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報教育担当者研修会 ・情報教育関連研修 ・学校ICT環境の充実 ・GIGAスクール構想により整備したネットワーク機器等の運用・保守 			
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究図書の購入・貸出 ・機関誌「平塚教育」の発行 ・研究所だより「そよかぜ」の発行 ・資料収集および提供活動 ・教育史編さん 			
教育関係諸団体との連携					

4 職員数（令和4年4月1日現在）

所長	所長代理 兼担当長	主査	主査兼 指導主事	会計年度 任用職員	計
1	1	3	3	1	9

5 施設

昭和45年3月平塚市図書館（現平塚市中央図書館）の完成に伴い、2階に独立併置の形で設置されました。

室名	所長室	事務室	第1研修室	第2研修室	資料室
数	1	1	1	1	3
床面積（㎡）	16.2	25.4	51.3	32.7	29.8

その後、平成21年度から、教育会館1階に事務室が移転しました。

室名	教育研究所 事務室	情報推進室	図書スペース	書庫・倉庫
数	1	1	1	1
床面積（㎡）	47	23	18	52

(1) 各種調査研究部会

研究部会名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
教育調査研究部会	H24~								
・児童生徒の生活・意識や行動に関する調査・研究									
授業のユニバーサルデザイン研究部会									
・全ての子どもに分かりやすい授業づくりや学級づくりを行うための指導上の工夫や配慮に関する調査・研究									
防災教育研究部会									
・児童生徒が防災について知識を身に付け、災害時に的確に行動できるよう、学校における防災教育に関する調査・研究									
道徳教育研究部会									
・道徳教育の充実に関する調査研究									
ICT活用研究部会									~R4
<ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器の授業における活用や日常的な活用に関する調査・研究（H27~H28） ・GIGAスクール構想の実現に伴う一人一台端末の効果的な活用を推進していくための調査・研究（R3~R4） 									
地域資料研究部会									
・身近な地域の資料を開発し授業に生かすための調査・研究									
外国語教育研究部会									
・小・中学校9年間の教育課程を見通した外国語教育に関する調査・研究									
地域資料開発研究部会									
・小学校3,4年生の社会科副読本「わたしたちの平塚」作成に向けた教材・資料の調査・研究									
プログラミング教育研究部会									
・新学習指導要領にプログラミング教育の実施が明記されたことに基づき、令和2年度全面実施を見据えた、プログラミング教育の研究									
支援教育研究部会									
・インクルーシブ教育に関する調査・研究									
情報モラル教育研究部会									
・目まぐるしく変化するネット環境に対応できる人材を育成するため、情報モラル教育の課題についての研究									
確かな学力の育成研究部会									
・子どもたちの学習の基盤づくりの観点から、学力向上のためにどのような取組が有効かについての調査分析及び実践研究									
個人・グループ研究部会									
・教職員の個人研究を支援し、各自の資質や指導力の向上を目指す。また、部会形式で個人の研究課題について討議し、研究活動の一層の活性化を図る。（単年度研究）									

網掛けは研究部会開催年度

(2) 学校研究委託事業

平塚教育の一層の充実発展を目指し、各学校が進める新しい学校づくりを支援し、平塚の教育の推進に寄与するための事業です。

年度	特別研究委託校	学校改革推進支援事業委託
H25	崇善小・花水小・神田小・豊田小・吉沢小・ 金目小・横内小・南原小・真土小・ なでしこ小・みずほ小 浜岳中・土沢中・中原中・山城中	・平塚市立全幼稚園 ・左記の委託 15 校以外
H26	崇善小・港小・富士見小・旭小・大野小・ 神田小・金田小・横内小・八幡小・真土小・ なでしこ小・大原小 太洋中・浜岳中・土沢中・中原中・大住中・ 山城中	・平塚市立全幼稚園 ・左記の委託 18 校以外
H27	松原小・大野小・豊田小・神田小・八幡小・ 真土小・大原小 太洋中・土沢中・大住中	さくら幼稚園・土屋幼稚園・港幼稚園 崇善小・港小・富士見小・旭小・中原小・城島小・ 岡崎小・金田小・吉沢小・横内小・南原小・ 松が丘小・相模小・なでしこ小・松延小・ みずほ小・山下小 江陽中・春日野中・大野中・金旭中・中原中・ 山城中・金目中・横内中
H28	旭小・吉沢小・真土小・勝原小・みずほ小・ 山下小・大原小 土沢中・山城中・神明中	ひばり幼稚園・土屋幼稚園・金目幼稚園 崇善小・松原小・富士見小・花水小・大野小・ 中原小・神田小・城島小・岡崎小・金田小・ 八幡小・南原小・松が丘小・相模小・松延小・ 江陽中・太洋中・浜岳中・大野中・神田中・ 金旭中・中原中・金目中・横内中・旭陵中
H29	松原小・中原小・土屋小・金目小・八幡小・ 勝原小・みずほ小・山下小 太洋中・神明中	さくら幼稚園・ひばり幼稚園・港こども園 崇善小・富士見小・花水小・旭小・大野小・ 豊田小・城島小・岡崎小・金田小・吉沢小・ 横内小・南原小・松延小・大原小 江陽中・春日野中・浜岳中・大野中・神田中・ 土沢中・金旭中・山城中・金目中・横内中・ 旭陵中
H30	港小・松原小・中原小・横内小・勝原小・ みずほ小 土沢中・山城中	さくら幼稚園・ひばり幼稚園・土屋幼稚園・ 金目幼稚園 崇善小・富士見小・花水小・旭小・大野小・ 豊田小・神田小・城島小・岡崎小・金田小・ 土屋小・吉沢小・八幡小・南原小・真土小・ 松が丘小・相模小・松延小・山下小・大原小 江陽中・太洋中・春日野中・浜岳中・大野中・ 神田中・金旭中・中原中・神明中・金目中・ 横内中・旭陵中

年度	特別研究委託校	学校改革推進支援事業委託
R1	港小・松原小・中原小・吉沢小・横内小・ 八幡小・大原小 土沢中・金旭中・山城中	土屋幼稚園・金目幼稚園・港こども園 崇善小・富士見小・花水小・旭小・大野小・ 神田小・城島小・岡崎小・金田小・金目小・ 南原小・相模小・なでしこ小・勝原小・松延小・ みずほ小 春日野中・浜岳中・大野中・神田中・中原中・ 大住中・神明中・横内中・旭陵中
R2	崇善小・港小・金目小・横内小・八幡小・ 真土小・松延小・山下小・大原小 山城中	ひばり幼稚園 松原小・富士見小・花水小・旭小・大野小・ 中原小・神田小・金田小・土屋小・吉沢小・ 南原小・松が丘小・相模小・なでしこ小・ 勝原小・みずほ小 春日野中・浜岳中・大野中・神田中・金旭中・ 中原中・大住中・金目中・旭陵中
R3	中原小・横内小・八幡小・真土小・松延小・ みずほ小・山下小・大原小 神田中・金旭中	土屋幼稚園 崇善小・港小・松原小・富士見小・花水小・ 旭小・大野小・神田小・金田小・土屋小・ 吉沢小・金目小・南原小・相模小・なでしこ小 春日野中・浜岳中・大野中・中原中・大住中・ 山城中・金目中・横内中・旭陵中

7 研修事業

専門職としての教師は教養豊かな人間となり、子どもの期待に応えるため、常に研修を欠かすことができません。教育研究所は、教育委員会事務局担当課と密接な連絡をとりながら各種研究会、研修会、講演会などを実施し、教職員に研修の機会と場を提供しています。

(1) 研究教室

昭和 51 年度より教育活動の諸領域について、その理論や実践方法等を講義及び演習を通して研究し、教育実践の充実と向上に資するため、「研究教室」を開催しています。最近は、学習指導要領の改訂に伴い、各学校が、新教育課程の編成と創意をいかした特色ある学校づくり、生きる力を育む学習づくりに役立つような様々な研修の機会を提供してきました。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しましたが、令和 3 年度から再開しました。



【研究教室の様子】

年度	研究教室のテーマ
H25	<p>「幼保小中連携教育講演会」</p> <p>「理科実験教室 理科不思議発見！」</p> <p>「道徳の時間 授業づくりの実際について」</p> <p>「算数の良さや美しさ、考える楽しさを味わわせる教材づくりのコツ」</p> <p>「国語（書写）を通して考える学力とは～実技の指導を通して～」</p> <p>「言語活動を支える論理的思考力・表現力の育成」</p> <p>「体感・実感・歩く社会科～過去と現在の対話～」</p> <p>「支援教育の視点からの授業づくり・学級づくり～授業のユニバーサルデザインをめざして～」</p> <p>「身近なもので理科実験教材づくりー100円グッズは工夫次第！ー」</p>
H26	<p>「幼保小中連携教育講演会」</p> <p>「国語（書写）を通して考える学力とは～実技の指導を通して～」</p> <p>「理科実験教室 2014」</p> <p>「読むことにおける国語指導の実際 学び手たちの言語能力の育成をめざして」</p> <p>「算数の良さや美しさ、考える楽しさを味わわせる教材づくりのコツ」</p> <p>「子どもと教師がつくる社会科の授業」</p> <p>「理科授業のつくり方のコツ」</p> <p>「互いに認め合い高め合う学級づくりー人の中で人は育つー」</p> <p>「特別教科・道徳の授業」</p>
H27	<p>「子どもと教師がつくる社会科の授業」</p> <p>「算数の良さや美しさ、考える楽しさを味わわせる教材づくりのコツ」</p> <p>「国語（書写）を通して考える学力とは～実技の指導を通して～」</p> <p>「幼保小中連携教育講演会」</p> <p>「理科授業のつくり方のコツ」</p> <p>「理科実験教室」</p> <p>「より良い学級経営のために」</p> <p>「思考力・表現力を育てる授業づくり～文学教材を通して～」</p> <p>「子どもの心に響く授業づくり～道徳資料の効果的な活用～」</p>
H28	<p>「道徳授業における問題解決的な学習・体験的な学習」</p> <p>「理科授業のつくり方のコツ」</p> <p>「小学校外国語活動の進め方・中学校へのつなげ方」</p> <p>「子どもと教師がつくる社会科の授業」</p> <p>「理科実験教室」</p> <p>「幼保小中連携教育講演会」</p> <p>「算数の良さや美しさ、考える楽しさを味わわせる教材づくりのコツ」</p> <p>「より良い学級経営のために」</p>

年度	研究教室のテーマ
H29	「学級経営に活かすグループアプローチ」 「算数のよさや美しさ、考える楽しさを味わわせる教材づくりのコツ」 「子どもと教師がつくる社会科の授業」 「幼保小中連携教育講演会」 「道徳教育の充実と評価方法について」 「これからの外国語教育の進め方」 「理科実験教室」 「つきたい力を明確にした国語科の授業づくりー育成する資質・能力の視点からー」 「小中学校における情報モラル教育のすすめ方」
H30	「これからの外国語教育の進め方と小中の接続について」 「算数のよさや美しさ、考える楽しさを味わわせる教材づくりのコツ」 「実技で感じる子どもの心・実技でわかる図工の大切な学び」 「幼保小中連携教育講演会」 「理科実験教室」 「子どもと教師がつくる社会科の授業」 「つきたい力を明確にした国語科の授業づくり」 「学級（学年）・部活動集団を導く『力』と『考え方』～パワーゲーム脱却から見える子どもの自主性～」
R1	「つきたい力を明確にした国語科の授業づくり」 「新学習指導要領における特別活動の展開～よりよい学級・学校生活をつくる特別活動～」 「幼保小中連携教育講演会」 「実技で感じる子どもの心・実技でわかる図工の大切な学び」 「なぜ？を楽しむ理科授業のつくり方～理科におけるふかい学びとは～」 「特別の教科 道徳の授業づくり～指導計画，指導と評価のポイント～」 「新学習指導要領における社会科の授業作り」 「これからの小学校英語：何を目指して、どのように」 「算数授業と学級づくり～本当の思考力の育成は安心して間違えられるクラスづくりと同時に進行する～」
R2 (中止)	「理科における深い学びとは」 「新学習指導要領における社会科の授業作り」 「実技で感じる子どもの心・実技でわかる図工の大切な学び」 「特別の教科道徳の授業づくり～指導計画，指導と評価のポイント～」 「新学習指導要領における特別活動の展開～よりよい学級・学校生活をつくる特別活動～」 「幼保小中連携教育講演会～子どもの育ちと学びをつなぐスタートカリキュラム～」 「確かな言葉の力を育む物語の授業づくり」 「これからの外国語教育の方向性」 「算数の授業と学級づくり ～本当の思考力の育成は，安心して間違えられるクラスづくりと同時に進行する～」

年度	研究教室のテーマ
R3 (オンライン)	「幼保小中連携教育講演会」 「AI時代を生き抜くために理科教育で育てたい資質・能力」 「道徳科の授業づくり～児童生徒の個別最適な学びの創出～」 「子どもの誤答を活かし資質・能力を育てる算数授業づくりを実現するために ～学級づくりと算数授業の大切な関係を考える～」 「実技で感じる子どもの心・実技でわかる図工の大切な学び」 「新学習指導要領とこれからの物語の授業づくり」 「新学習指導要領における特別活動の展開～よりよい学級・学校生活をつくる特別活動～」 「新学習指導要領における社会科の授業づくり」 「小中学校における外国語教育、全面実施を迎えての現状と課題 －「評価と指導の一体化」「小中連携」に視点を当てて－」

(2) 教育講演会

平塚市教育委員会の「教職員夏季研修講座」は昭和51年度から昭和60年度まで、指導室（現在の教育指導課。以下同じ。）が中心となり開催されてきました。「教職員夏季研修講座」の在り方を検討する中で、昭和60年9月から「夏季研修講座」の実施については、関係機関相互の連携を密にしてお一層の研修効果を上げるために「教職員夏季研修講座運営委員会等設置要項」が策定され、運営委員会方式となりました。

それ以後、「夏季研修講座」は教育研究所が主管となり、昭和61年度からその要項に従い運営委員会・実行委員会を開催する中で、毎年検討を重ね今日に至っています。

講座のテーマ・内容・講師陣等も、常にその時代と教職員のニーズに合ったものが計画され、会の持ち方も全体会や分科会形式等、効果的な方法を取りながら教職員にとって有意義な計画・運営がされています。

その後、平成17年度には名称を「平塚市教育講演会」と改め、さらに平成23年度には、社会情勢の変化、夏季休業中のサービスの変容、研修の機会の多様化等を受け、これからの教育講演会の在り方について一年間をかけて協議し、平成24年度から、「一日日程」「一講座の講演会形式」での実施となりました。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止となりましたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大に配慮して、オンライン形式で開催されました。



【教育講演会の様子】

開催年月日	講座名	講師・所属
H25.7.31	・想定外を生き抜く力を育む防災教育 ～釜石市津波防災教育に学ぶ～	片田 敏孝 (群馬大学理工学研究院教授)
H26.8.5	・子どもの元気・活気・勇気を引き出すコミュニケーション	岩崎 由純 (日本ペップトーク普及協会会長)
H27.8.4	・夢さえあれば何とかなるさ	秋山 仁 (東京理科大学 理数教育研究センター長)
H28.8.1	・事例で学ぶスクール・コンプライアンス ー学校の危機管理を考えるー	坂田 仰 (日本女子大学 教職教育開発センター教授)
H29.8.2	・ネット依存の実態とその対応 ～子どもたちの明るい未来に向けて～	三原 聡子 (久里浜医療センター心理療去士)
H30.8.2	・多種多様な子どもたちの理解と支援の方法	山田 章 (特別支援教育士)
R1.8.6	・こころ元気に仕事をするには！ ～教師の元気、子ども達の笑顔のために～	鎌田 敏 (こころ元気研究所 所長)
R2.8.4 (中止)	・みんながつくる みんなの学校 ーすべての子どもの学習権を保障するー	木村 泰子 (大阪市立大空小学校初代校長)
R3.8.3 (オンライン)	・みんながつくる みんなの学校 ーすべての子どもの学習権を保障するー	木村 泰子 (大阪市立大空小学校初代校長)

(3) 平塚市新採用教員研修会

平成 24 年度から、新採用教員研修に関わる業務が指導室から教育研究所へ移管されました。平塚市に採用された市立幼稚園及び小・中学校教員を対象に、平塚市新採用教員研修会を始め、宿泊研修及び訪問指導などを実施し、児童・生徒・保護者に信頼される指導力の育成を図っています。

(4) 平塚市教育会館

1 沿革

児童・生徒の教育に携わる教職員は、絶えず研さんと修養に努めなければなりません。かつては、教職員の資質向上を図るための研修や研究を行う会場の確保が難しく、やむなく学校施設を利用しなければならぬというのが実情で、教育現場への影響も少なくありませんでした。

そのような中、教職員がいつでも集まって、教育問題を話し合える場がほしいという教育関係者の声が高まり、平塚市立学校に勤務する教職員及び教育関係者の研修や教職員の福利厚生に供する施設建設の目的で、昭和52年10月、準備委員会が発足しました。度重なる調査研究と検討を経て、文化公園の一角に昭和54年6月着工し、昭和55年4月1日に開館しました。

以来、本会館は、教育活動の拠点として各種研究会や研修会あるいは福利厚生等の場として幅広く利用され、今日に至っていますが、経年劣化による各種設備の老朽化等のため、今後、大規模な改修を行い、改修後は勤労会館及び青少年会館の一部機能を統合する方向で準備を進めています。



3階	大会議室
	ロビー
2階	情報支援室
	小会議室
	中会議室
1階	教育研究所
	実技研究室
	会館事務室
	玄関ホール



【教育会館での研修の様子】

2 会館の概要

名 称 平塚市教育会館
 位 置 平塚市浅間町 12 番 41 号
 敷地面積 1,597.20 m²
 建築面積 469.12 m²
 延床面積 1,263.01 m²
 構 造 鉄筋コンクリート造 3階建

建築工期 着工 昭和 54 年 6 月 30 日
 完工 昭和 55 年 3 月 15 日
 建築工費 2 億 2,821 万 6 千円

3 貸室別利用人数

単位 (人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実技研究室	9,367	9,394	8,630	8,641	8,013	10,331	8,436	3,386	3,626
小会議室	7,026	7,238	7,018	7,387	6,426	5,695	5,444	3,105	3,110
中会議室	9,323	9,736	8,218	9,422	7,357	7,731	6,846	4,546	4,810
大会議室	26,164	28,799	18,570	25,804	25,021	27,200	23,017	8,214	8,818
計	51,880	55,167	42,436	51,254	46,817	50,957	43,743	19,251	20,364

4 会館施設の案内

1 F



【実技研究室】

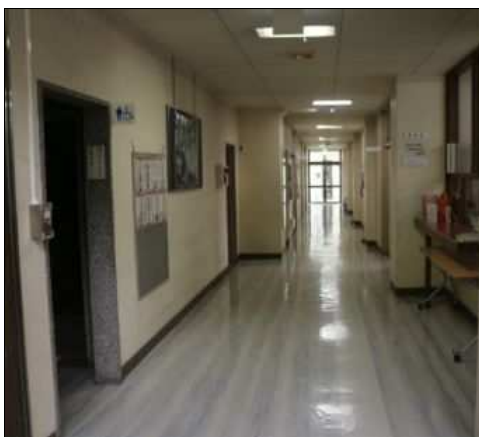
<作業等を伴う演習・講座の開催にも適用する会議室>

- ・常設収容人員 32 人
- ・最大収容（椅子席のみ）60 人程度



【ロビー】

<図書閲覧スペース>



【廊下】

【会館事務所】

<受付等の会館管理事務室>

【教育研究所】

<平塚市教育委員会教育研究所>

2 F



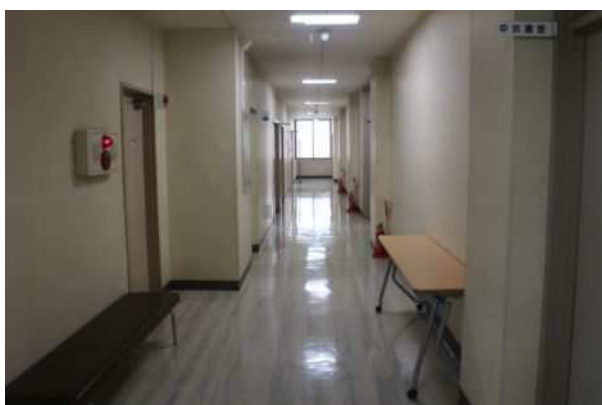
【中会議室】

- ・常設収容人員 32 人
- ・最大収容（椅子席のみ）60 人程度



【小会議室】

- ・常設収容人員 24 人
- ・最大収容（椅子席のみ）40 人程度



【廊下】

3 F



【大会議室】

- ・常設収容人員 88 人
- ・机・椅子追加では 100 人可能
- ・最大収容（椅子席のみ）200 人まで

<ステージ常設で講演会・研修会に適する会議室>



<ホール>

(5) 特別支援教育

平塚市の特別支援教育の歴史は、昭和 24 年に浜岳中学校に知的障害学級が開設されたことから始まります。その後、昭和 54 年の養護学校の義務制施行を契機に、各種障害児学級を整備しました。平成 19 年の学校教育法の一部改正により特別支援教育がスタートし、平成 21 年には情緒障害学級が自閉症・情緒障害学級へと名称変更され今日に至っています。個々の障がいや発達の状態に応じた特別な教育的ニーズの把握に努め、自立と社会参加を目指して多様できめの細かい指導を推進するとともに、学校や地域社会での交流の機会を積極的に設け、全ての子どもたちが共に学び、共に育つ教育の推進に努めています。

また、市内には特別支援学校の県立平塚盲学校（開校昭和 23 年）、県立平塚ろう学校（同昭和 23 年）、県立平塚養護学校（同昭和 44 年）、県立湘南養護学校（同昭和 55 年）があり、より専門的な教育実践が展開されています。これらの盲・ろう・養護学校と近隣の小・中学校との間では定期的に交流がもたれています。

毎年冬には小・中学校特別支援学級児童生徒の学習の発表の場として平塚市美術館を会場に『なかよし作品展』を開催し、多くの市民に子どもたちについての理解を深めていただく良い機会になっています。

令和 4 年 6 月現在、各特別支援学級及び通級指導教室の設置状況は、次のとおりです。

学級種別	設置学級数（児童・生徒数）	
	小学校 29 校	中学校 16 校
知的障害学級	32 学級（140 人）	17 学級（82 人）
肢体不自由学級	7 学級（12 人）	3 学級（3 人）
病弱・身体虚弱学級	5 学級（5 人）	2 学級（3 人）
弱視学級	2 学級（2 人）	—
難聴学級	3 学級（3 人）	3 学級（3 人）
自閉症・情緒障害学級（分校含む）	56 学級（311 人）	22 学級（118 人）

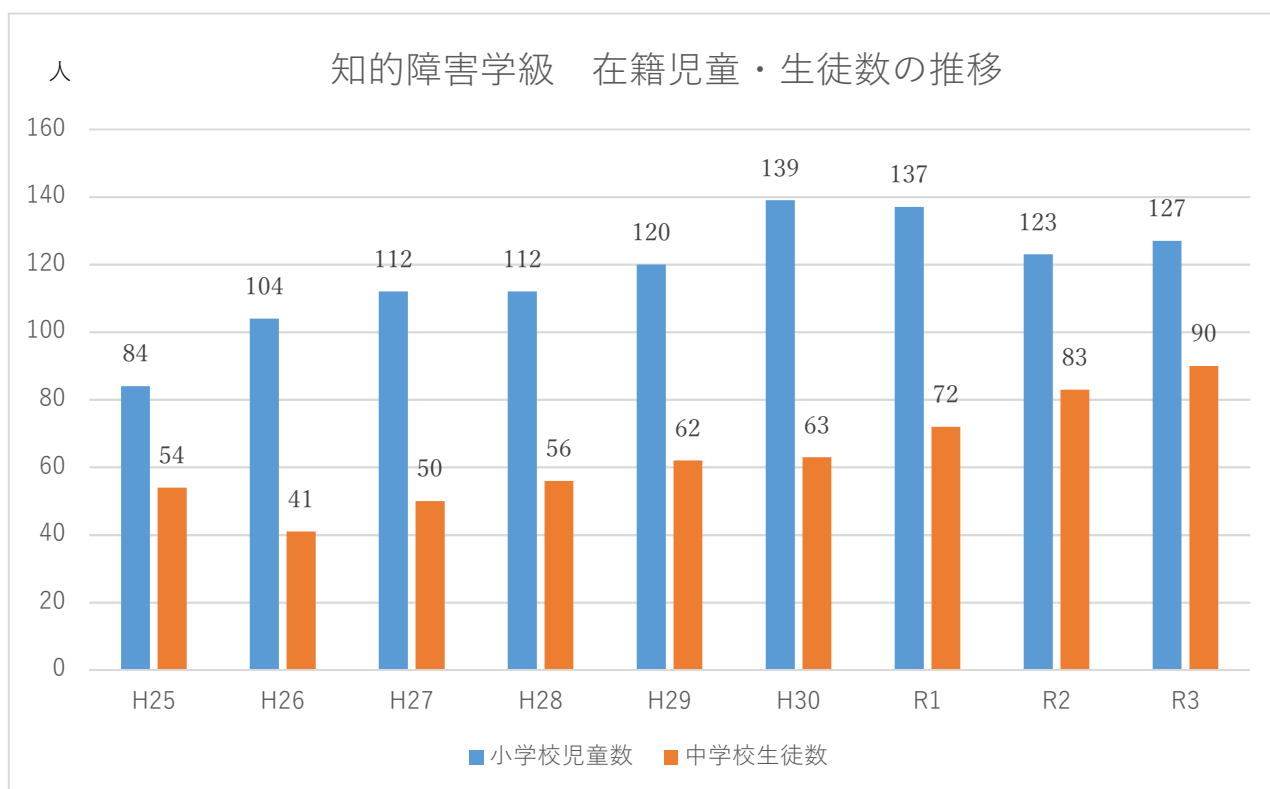
	崇善小	勝原小
ことばの教室	100 人	25 人
まなびの教室	43 人	21 人

知的障害学級

知的障害学級では、一人一人の障がいの状態や発達、特性などを把握し、様々な生活経験を積んだり、身近な教材を活用した基礎的な学習を行ったりしています。ことばや数がよく分からなかったり、話せなかったりする子どもには、日常生活や遊びなどを通して自信や意欲を持たせ、その子の持っている力を引き出す様々な指導法を工夫して、教育の効果を上げています。また、係活動や作業を通して、仲良く助け合うことや約束を守った共同生活をしていく喜びを味わい、自立に向けて知識、技能等を身に付ける指導もしています。

平塚市では保護者や学校の要望に応え、知的障害学級を必要に応じて開設しており、平成 25 年度から令和 3 年度の間在籍児童・生徒数は、小学校で 43 人増、中学校で 38 人増となっています。

特別支援学校の教員を講師とした研究会を開催し、障がいの特性や児童・生徒の実態に応じた指導と必要な支援についての理解を深め、指導力の向上を図っています。

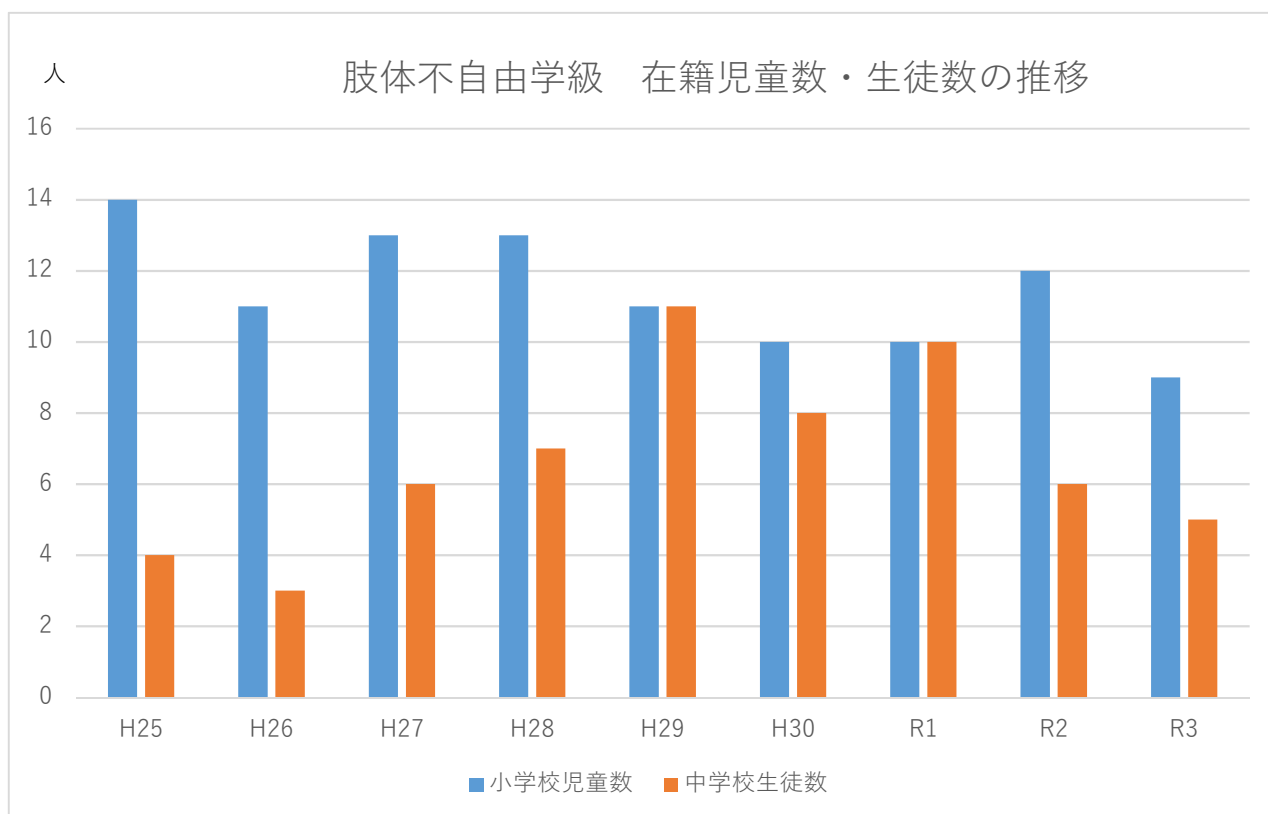


肢体不自由学級

肢体不自由学級では、肢体の機能に障がいのある子どもに対し、障がいを考慮した自立活動を中心とした指導を行うとともに、日常生活の指導の充実に努めています。学習面や運動面について精選した教材を工夫し、より良い学習の場を設定することに配慮しています。また、行事や学習活動、日常生活の中で通常の学級の子どもたちと触れ合う時間を設定し、社会性の伸長や集団への参加が円滑にできるように多くの機会を持つようにしています。

平塚市では昭和 60 年 4 月、崇善小学校に肢体不自由学級を開設しました。その後、保護者や学校の要望に応え、必要に応じて開設をしています。

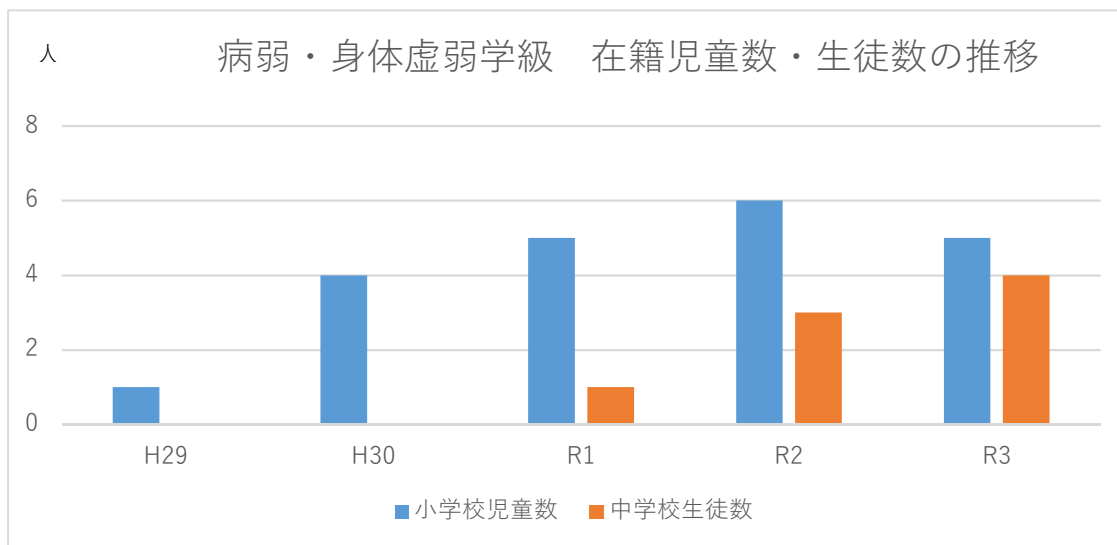
特別支援学校の教員を講師とした研究会を開催し、障がいの特性や児童・生徒の実態に応じた指導と必要な支援についての理解を深め、指導力の向上を図っています。



病弱・身体虚弱学級

病弱・身体虚弱学級は、病気等により医療又は生活上の管理が必要なため、学習時間の制約があったり、通常の学級における一斉の学習指導では困難が生じる教科が多くみられたりする子どもに対し、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導を行います。多くの友達と関わる機会を持つことが大切であるため、病気等の状態等を考慮しながら、交流及び共同学習を積極的に設けています。

平塚市では平成 29 年 4 月に真土小学校に病弱・身体虚弱学級を開設しました。



病弱・身体虚弱学級の沿革

	平成		令和		
	29	30	元	2	3
花水小				2	3
中原小			元.10		
豊田小			元.8		
岡崎小			元		
吉沢小		30			
真土小	29				
松が丘小			元		
みずほ小		30			
山下小		30	元		
大野中				2	
土沢中			元		3
山城中				2	

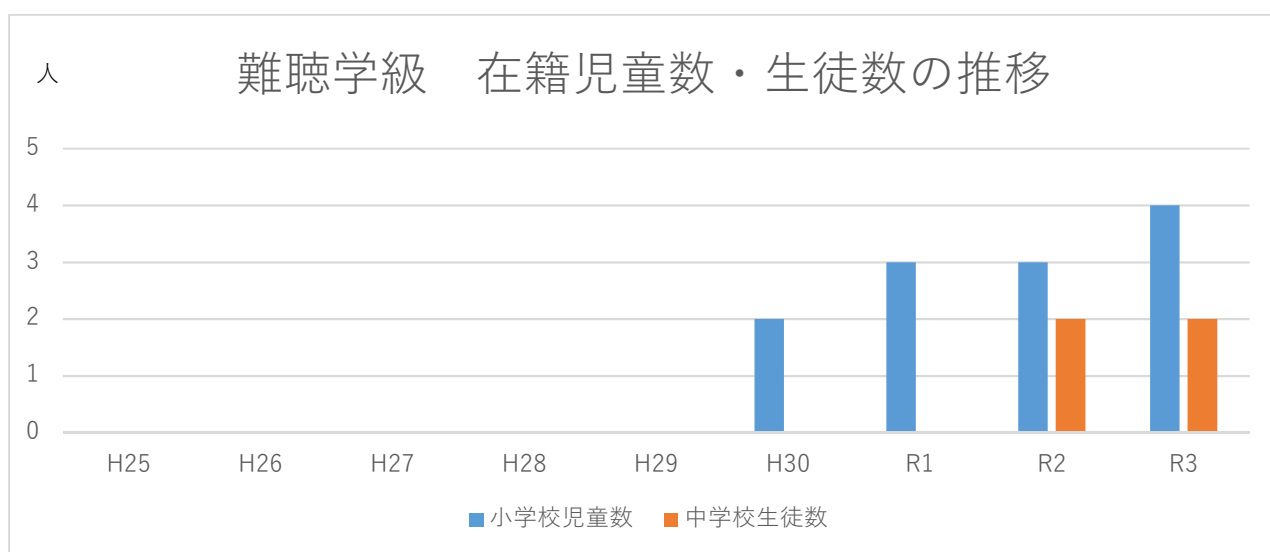
数字は開級年度及び閉級年度を表す。

難聴学級

難聴学級は、聴覚に障がいがある子どもに対し、障害の特性に応じた教育を行い、学力・社会性・人間性等も含めた全体的な能力を育成し、集団・社会生活に適応し、自立していくことを目的とした指導を行います。子どもの実態から学級教育目標を設定し、その目標達成に向け教科内容の精選、学習理解、対人適応に必要な基礎的能力の育成、コミュニケーションスキルの学習、医療機関との連携等、特別な指導や配慮を行います。また、子ども自身が障がいの理解を図るとともに、日常生活に適応できる能力の育成を図ります。

平塚市では平成 18 年 4 月、花水小学校に難聴学級を開設しました。

担当教員がより適切な指導が行えるよう、平塚ろう学校と連携し、指導・助言を受けています。



難聴学級の沿革

	平成													令和		
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
花水小	18					23										
金田小													30			
金目小															2	
南原小																3
勝原小														元		3
大原小													30		2	
中原中															2	
金目中															2	

数字は開級年度及び閉級年度を表す。

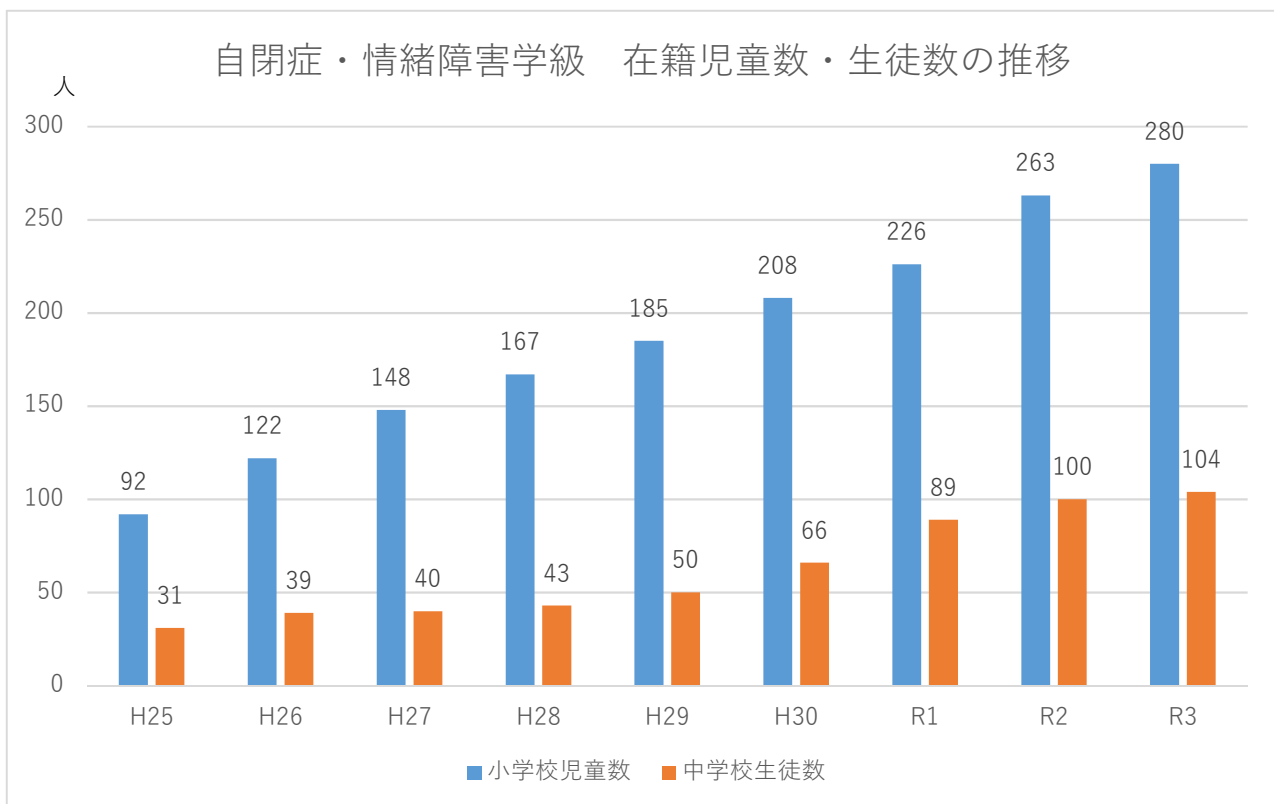
自閉症・情緒障害学級

自閉症・情緒障害学級では、自閉スペクトラム症や自閉的傾向のある子どもや、心理的な要因による選択性かん黙等がある子どもに、一人一人の状態や特性に応じた指導を行います。

個に応じた指導を基盤に必要な応じ少人数のグループ指導を行い、日常生活習慣を身に付けること、感覚機能や運動機能の調和的な発達を図ること、対人関係の改善、理解力を高めることなどを目的に、意欲を高めるような指導を展開しています。特性に応じて刺激の少ない教室を用意したり、視聴覚教材を利用したりして、子どもたちの持つ行動の課題や状態の改善を図っています。

平塚市では昭和 48 年に崇善小学校に開設され、その後保護者や学校の要望に沿って必要に応じて拡充・整備に努めてきました。平成 25 年度から令和 3 年度の間、在籍児童・生徒数は小学校で 188 人増、中学校で 73 人増となっています。

増加する在籍児童・生徒に対して教育的ニーズに応じた指導を行うため、特別支援学校の教員を講師とした研究会を開催し、障がいの特性や児童・生徒の実態に応じた指導と必要な支援についての理解を深め、指導力の向上を図っています。



自閉症・情緒障害学級の沿革

	昭和													平成																	令和																	
	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
崇善小	48																																															
港小												12																																				
松原小													13						18			21																										
富士見小									9																																							
花水小				52							3					11			15				21																									
旭小												14																																				
大野小												12																																				
中原小												17																																				
豊田小												16																																				
神田小								58																																								
城島小													14				17					24																										
岡崎小												23																																				
金田小												15																																				
土屋小												14						20					27			29																						
吉沢小												17																																				
金目小						56							3					14																														
横内小												12.12																																				
八幡小												14																																				
南原小												16																		3																		
真土小												13						20			23																											
松が丘小												18			22																																	
相模小												12																																				
なでしこ小												14																																				
勝原小												11			14		16				21		24																									
松延小												17			22		24																															
みずほ小												15			17				21		24		26																									
山下小												15				20			22																													
大原小												18																																				
江陽中												63																																				
大洋中												21																																				
春日野中									9		10		14																																			
浜岳中				51							元					14		17			18.12																											
大野中												15																																				
神田中								6			12		14		16																																	
土沢中												20																																				
金旭中												元			17																																	
中原中												23																																				
大住中												18			21				26		28																											
山城中												11				16				21		23		26																								
神明中												19																																				
金目中												17			20				26																													
横内中												15																																				
旭陵中												14			16				22																													

数字は開級年度及び閉級年度を表す。

通級指導教室

言語障害通級指導教室・難聴通級指導教室「ことばの教室」

発達障害通級指導教室「まなびの教室」

通級指導教室とは、通常の学級に在籍する子どもが、障がい等の理由により一部特別な指導を必要とする場合に、通級による指導を行うための教室です。それぞれの障がいや特性に応じた特別な指導を行うことで本人の課題を改善し、子どもが持っている能力を学校で十分に発揮できるよう支援しています。

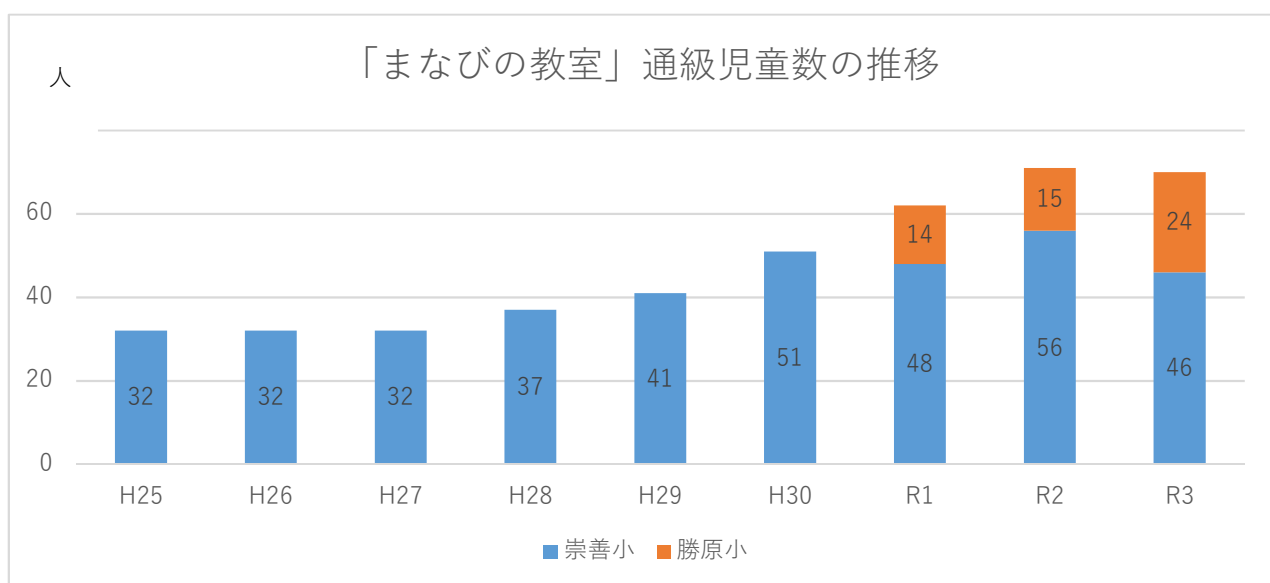
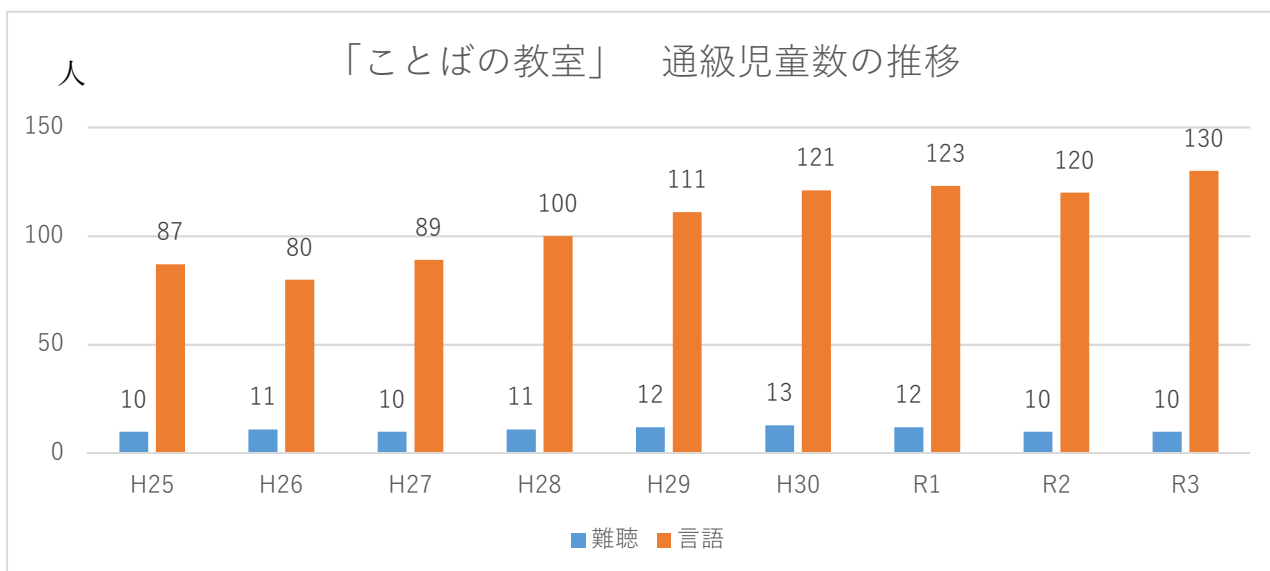
平塚市では、昭和43年4月崇善小学校に「ことばの教室」（言語障害通級指導教室）を開設しました。その後昭和45年4月に、難聴の子どもを対象にした難聴通級指導教室を「ことばの教室」に併設し、昭和48年4月には早期発見・早期教育の必要性から、幼児を対象とした「幼児ことばの教室」を崇善小学校「ことばの教室」に併設しました。現在は、こども家庭課こども発達支援室「くれよん」にてことばの相談として療育を行っています。また、平成23年4月には、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等のある児童を対象とした「まなびの教室」（発達障害通級指導教室）を崇善小学校に開設しました。その後、平成31年4月、勝原小学校に市内2校目の「ことばの教室」及び「まなびの教室」を開設しました。難聴児については、全市から崇善小学校に通級しています。

子どもたちは、在籍する学校で日常の教科学習を受けながら、必要な時間だけ通級指導教室に通って指導を受けます。子ども一人一人に応じた綿密な指導計画に基づき、1対1の個別指導を基盤とし、必要に応じてグループ指導も試みています。

また、通級している子どもの学校を随時訪問して情報交換や相談等に応じ、在籍学級の担任との連携を図り、教育効果の向上に努めています。

担当教員としての資質向上とともに、通級指導教室が抱える今日的な課題解決に向けて研究会を開催し、専任講師の指導を仰ぎながら通級指導教室の充実を図っています。





通級指導教室の沿革

	昭和												平成																		令和																						
	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
言語障害 通級指導教室 (ことばの教室) 崇善小	43																																																				
言語障害 通級指導教室 (ことばの教室) 勝原小																																								元													
難聴 通級指導教室 (ことばの教室) 崇善小	45																																																				
難聴 通級指導教室 (ことばの教室) 江陽中													60						15																																		
幼児ことばの 教室 (崇善小内に 併設)							48																														平成28年度以降は こども家庭課「くれよん」 に移管			27													
発達障害 通級指導教室 (まなびの教室) 崇善小																								23																													
発達障害 通級指導教室 (まなびの教室) 勝原小																																								元													

数字は開級年度及び閉級年度を表す。

平塚市教育支援委員会

平塚市教育支援委員会では、特別な教育的配慮が必要と思われる幼児、児童、生徒について、一人一人の障がいの状態等を客観的かつ的確に把握をするための多面的な情報を、保護者の了解のもとに収集します。その上で、障がいの状態等に応じて適正な就学ができるよう、子どもの実態を教育・医療等の多角的な視点から総合的に検討、審議し、その結果を基にして学校及び子どもの関係する機関と連携をとり、保護者に対し、きめ細かな就学相談・指導を進めています。

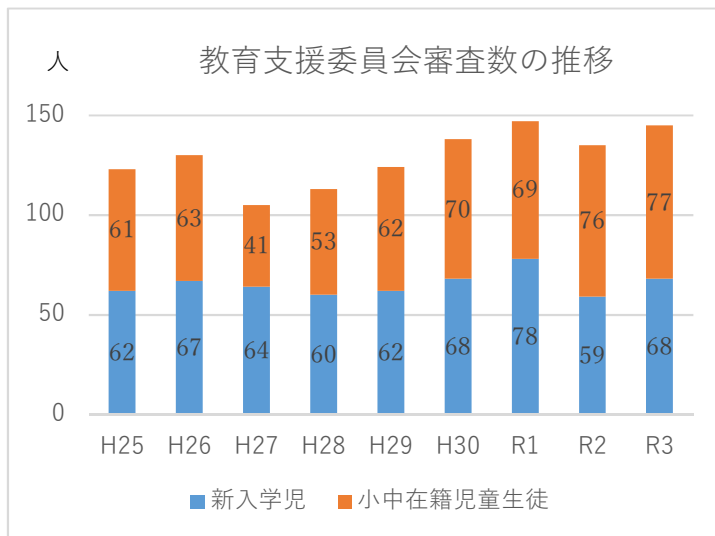
昭和 43 年度に「特殊学級入級判別委員会」が発足し、当時は年 2 回の委員会が開催されました。そして、昭和 49 年度に「平塚市心身障害児就学指導委員会」の名称に改められ、昭和 52 年度にはそれまでの要綱が教育委員会規則になりました。平成 24 年度からは「平塚市就学指導委員会」の名称に変更し、平成 25 年度から平塚市附属機関設置条例の規定に基づき会の組織及び運営を行っています。平成 27 年度からは、「平塚市教育支援委員会」に名称を変更しました。

教育支援委員会委員（24 人）

- ・ 専門医 7 人（小児科医・眼科医・耳鼻咽喉科医・整形外科医・精神科医（3 人））
- ・ 校長代表 3 人
- ・ 教頭代表 1 人
- ・ 特別支援学級各種別の担任 3 人
- ・ 通常学級担任 1 人
- ・ 通級指導教室担当 2 人
- ・ 養護教諭代表 1 人
- ・ 幼稚園代表 1 人
- ・ 保育園園長 1 人
- ・ 特別支援学校教諭（知的障害教育部門、肢体不自由教育部門） 2 人
- ・ 児童相談所職員 1 人
- ・ 中教育事務所指導主事 1 人

事務局員（11 人）

- ・ 学校教育部長
- ・ 子ども教育相談センター所長
- ・ 学務課長
- ・ こども家庭課こども発達支援担当長
- ・ 子ども教育相談センター所長代理
- ・ 子ども教育相談センター指導主事 6 人
(令和 4 年 5 月現在)



(6) 平塚市子ども教育相談センター

平塚市子ども教育相談センターは、心理的な悩みや課題をもっている子どもや教育上配慮を必要とする子ども、そしてその保護者、教員等の関係者に対して、各専門機関や学校と連携しながら体系的な相談・援助を行うために、平成5年4月に開設されました。

子どもたちを取り巻く社会環境・家庭環境・自然環境が年ごとに大きく変化する中で、当センターもよりよい支援ができるように各事業の充実を図っています。平成29年度から教育相談事業としてこども家庭課と連携し、小学校に巡回して入学前の有効な情報を伝える就学移行支援並びに入学後の経過を追う巡回相談を開始しました。また、令和元年度に市内2校目となる通級指導教室を勝原小学校に開設しました。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援学級の児童・生徒に適切な援助をする介助員、医療的ケアを必要とする児童・生徒への医療的介助を行う医療的ケア学校看護師等、支援に関わる様々なスタッフを学校に派遣しています。

子どもたちのもつ課題解決に向けて、各専門機関等との連携も行いながら支援体制を整えています。

■ 事業内容

○教育相談事業	・一般教育相談 ・学校教育相談 ・巡回相談 ・不登校児童・生徒訪問相談 ・相談支援チーム派遣	○介助員派遣事業
○就学相談・指導事業		○通級指導教室運営事業
○平塚市スクールカウンセラー派遣事業		○研修・研究推進事業
○平塚市スクールソーシャルワーカー派遣事業		・教育相談・支援教育研修会 ・学校訪問事例研究会 ・教育相談コーディネーター担当者会 ・特別支援教育研修会 ・特別支援学級訪問研究会 ・通級指導教室訪問研究会
○適応指導教室事業		○各種情報提供



①教育相談事業

平成5年4月、平塚市子ども教育相談センター開設に伴い、教育相談部門が平塚市教育研究所から移管され今日に至っています。相談内容の複雑化、重度化により、他機関との連携が必要なケースも増えています。来所相談の内容としては、不登校、集団不適應、学習・発達面等の心配の相談が多く、また電話相談の方は、生活や学習面の不安、不登校の相談が上位を占めています。

〈一般教育相談〉

不登校、集団不適應、その他の心理的な悩みや問題等を抱えている児童・生徒とその保護者・教員等を対象に、カウンセリング、遊戯療法、助言指導、他機関への紹介などを行っています。

〈学校教育相談〉

教員を対象に、学校生活に対して不適應を起こしている児童・生徒の問題について、その子どもの内面の理解を深めながら、学校での対応について援助をします。

〈不登校訪問相談〉

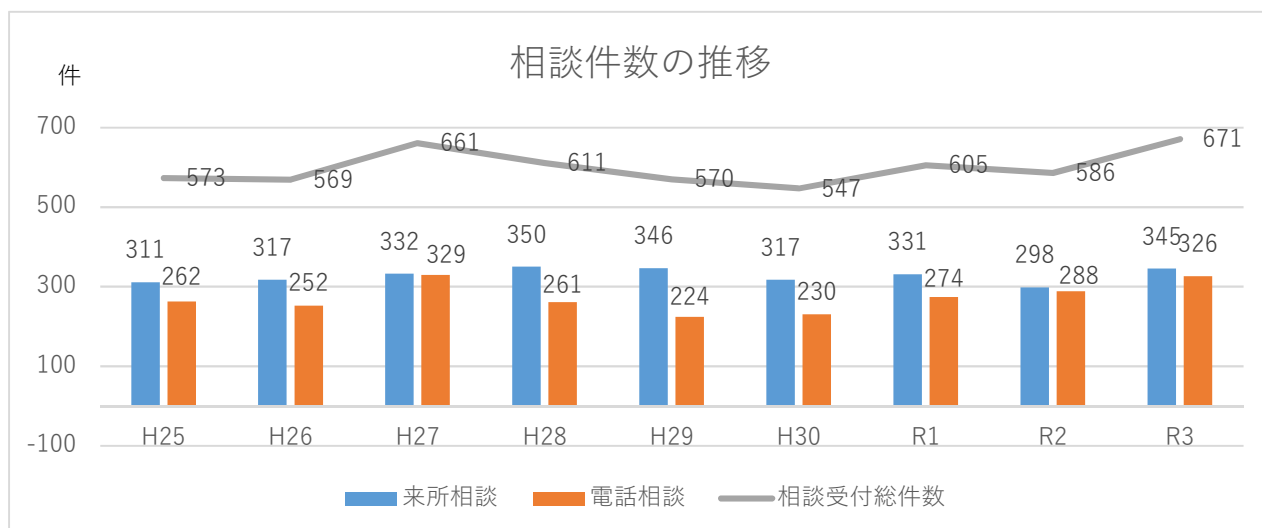
不登校により家に引きこもっている児童・生徒に対して、学校・家庭・地域社会と連携しながら、家庭訪問による相談・援助を行っています。

〈巡回相談〉

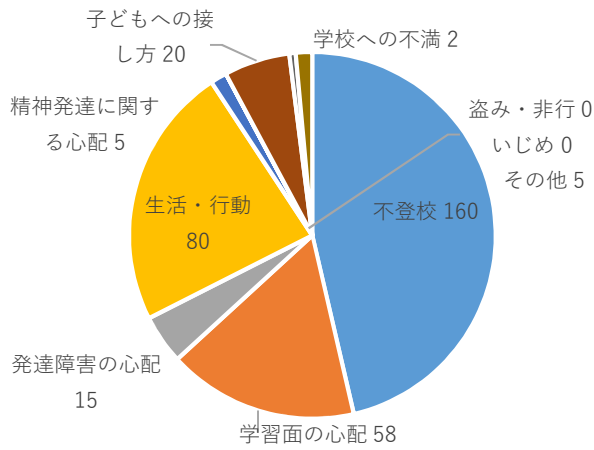
平成29年度からの事業で、こども家庭課とともに事業を進めています。特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒がスムーズに学校生活を過ごせるように、学校を巡回して入学前の有効な情報を確実に伝える就学移行支援並びにその後の経過を追う継続支援を行っています。また、教員、保護者の相談にも対応しています。

〈相談支援チーム派遣〉

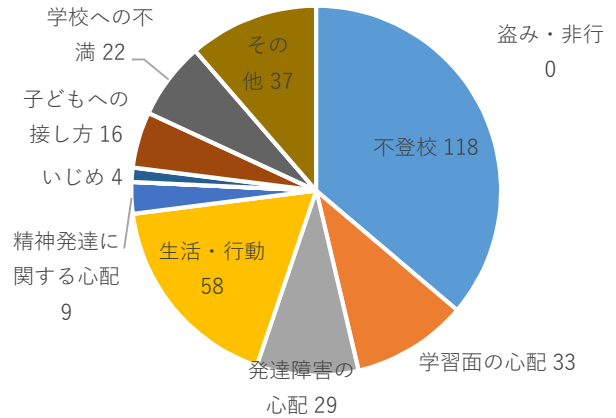
小・中学校の校内支援体制を支援し、特別な支援を必要とする児童・生徒への教育的対応について実践的な支援の検討を行い、支援教育の在り方についての理解を深めます。学校からの要請に応じ、医療機関を含む相談支援チーム委員を学校に派遣し、対象児童・生徒の行動観察と具体的な支援方法を検討したり、支援チーム委員を講師として研修会を開催したりしています。



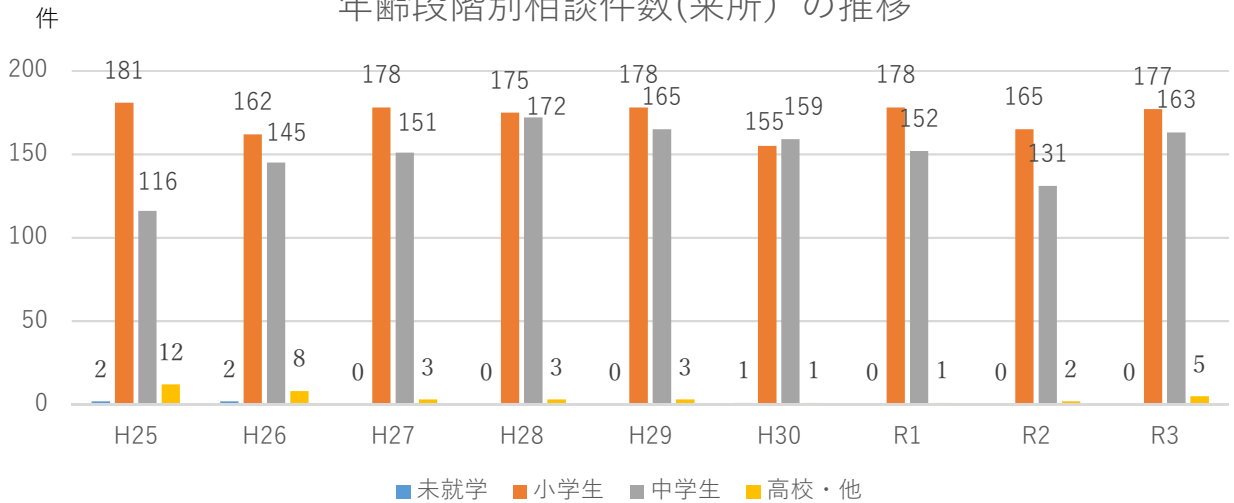
令和3年度来所相談(345件)



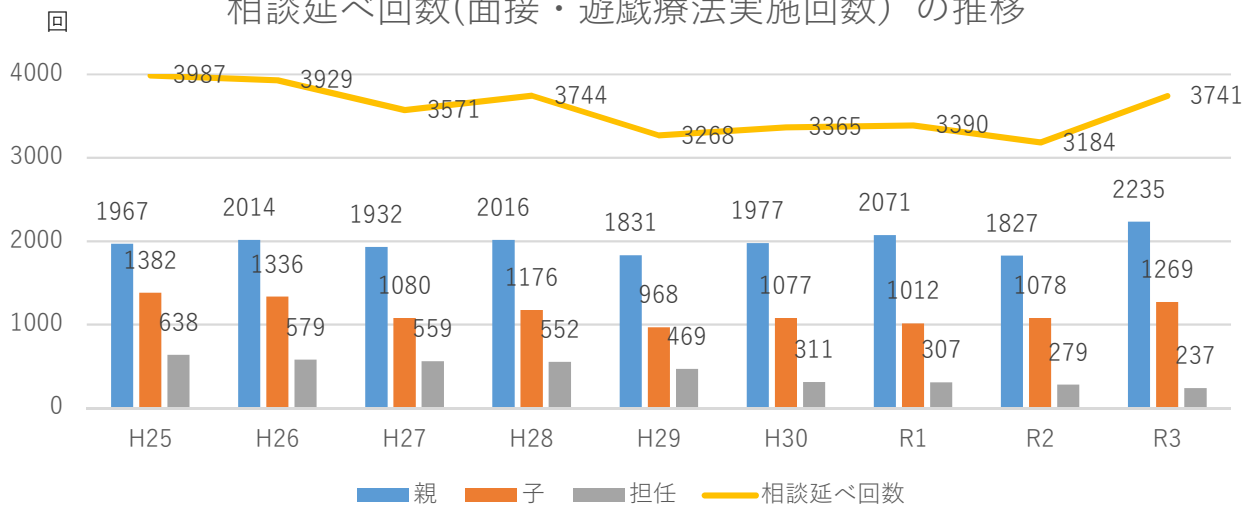
令和3年度電話相談(326件)



年齢段階別相談件数(来所)の推移



相談延べ回数(面接・遊戯療法実施回数)の推移



②就学相談・指導事業

〈就学相談〉

特別な教育的ニーズのある子どもの可能性を引き出すために必要な支援や教育の場について、子ども及びその保護者、教員と相談を行っています。また、発達や障がいの状態に応じた関わりや支援の仕方について、保護者や学校に情報提供しています。さらに、保護者の了解の下に、学校、幼稚園、保育園、施設等を訪問して情報を集め、『平塚市教育支援委員会』に提供しています。『平塚市教育支援委員会』での審議結果を基に、保護者に就学相談・指導を進めています

〈平塚市教育支援委員会〉

医師、学校及び幼稚園・保育園関係職員、児童相談所職員、関係行政機関等から委員からなる附属機関です。特別な支援が必要と思われる児童・生徒について、子どもの状態や特性等を把握するために『医学的検診』『心理学的検診』を実施し、その子の状態に応じた適正な支援を行うための就学の在り方について審議を行っています。令和3年度は、『平塚市教育支援委員会』を5回、『医学的検診』を4回実施しました。

③スクールカウンセラー派遣事業

スクールカウンセラーは、その専門性をいかして、在籍する児童・生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリング、助言、援助を行っています。また、カウンセリングに関する情報提供や教職員に対する研修も実施しています。

子ども教育相談センターでは、スクールカウンセラーや配置校と連携を取り、その活動を支援するとともに、情報交換や研修を行っています。必要に応じて、より専門的な立場のスーパーバイザーから助言を得るようにしています。

令和4年度現在は、市採用のスクールカウンセラー13人を市内全28小学校（分校を除く。）に毎週1回派遣しています。また、市内全15中学校（分校を除く。）には県採用のスクールカウンセラーと合わせて、9校に毎週2回、4校に週1～2回、2校に週1回派遣しています。

令和3年度 市スクールカウンセラー 来室相談内容（小学校）

	不登校	発達	友人・異性関係	心身の健康・保健	家庭環境	学業・進路	虐待	その他	延べ件数
児童	366	225	351	282	242	62	91	398	2017
教職員	568	849	237	327	303	200	144	475	3103
保護者	473	406	81	113	124	106	5	147	1455

令和3年度 市スクールカウンセラー 来室相談内容（中学校）

	不登校	発達	友人・異性関係	心身の健康・保健	家庭環境	学業・進路	その他	延べ件数	延べ件数
生徒	361	18	56	186	47	70	163	901	1836
教職員	491	77	62	196	151	88	201	1266	1912
保護者	178	23	10	30	12	33	27	313	832

※県 SC：県採用のスクールカウンセラー

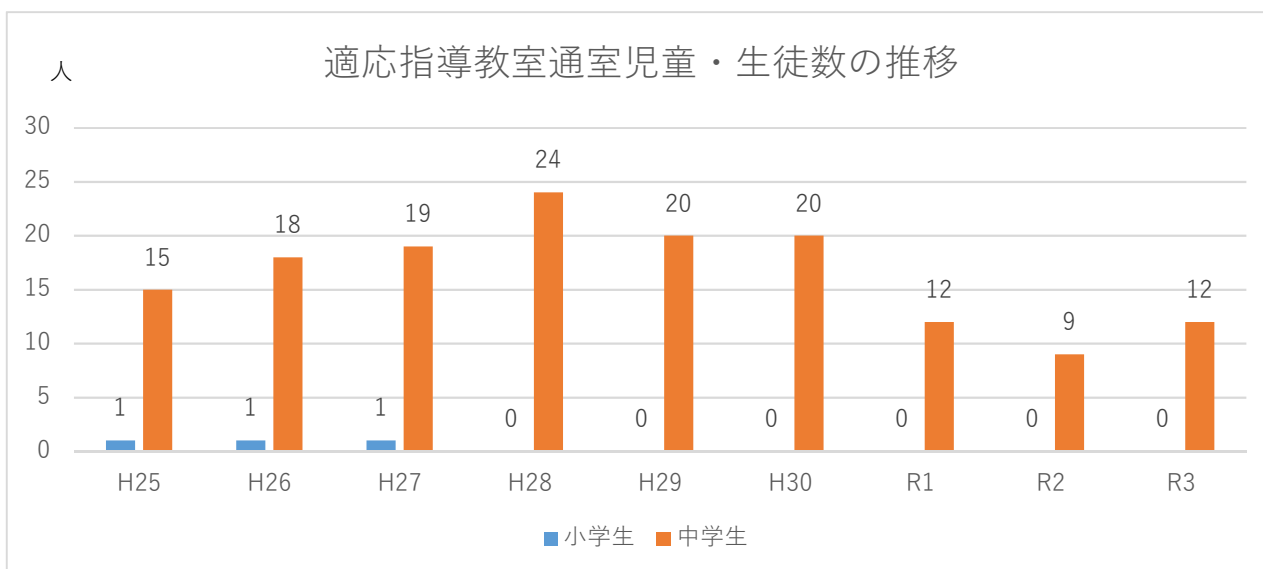
④スクールソーシャルワーカー派遣事業

課題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期発見に向けた対応を図るため、平成 25 年度、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを 1 人採用し、各小・中学校からの要請に応じて派遣を開始しました。平成 29 年度には 3 人体制(うち常勤 1 人)となり、現在に至ります。

⑤適応指導教室事業

平成 5 年 4 月の平塚市子ども教育相談センターの開設とともに、心因性要因等により、学校に登校しない、あるいは登校したくてもできない状態にある児童・生徒のための施設として、子ども教育相談センターの 2 階に開設しました。平成 25 年度より、通称を「くすのき」として、活動しています。

適応指導教室では、子どもたちが社会生活や学校生活に適応できるよう、カウンセリングや小集団活動、スポーツやゲーム、野外活動、調理実習、美術活動等を通して、相談・援助をしています。また、その保護者に対しても必要に応じて、相談・援助をしています。



⑥介助員派遣事業

障がいのある児童・生徒が、学校(園)生活を円滑に送れるようにするため、学習活動や日常生活において、本人の意思を尊重し適切な援助をする介助員を派遣しています。介助員は各校(園)長の指揮監督のもと、学級(教科)担任の補助者として、支援を必要とする幼児、児童及び生徒の日常生活及び学習・保育活動の介助、学校行事及び校外学習の付添い、その他教員の指示の下における活動を行っています。

また、医療的ケアが必要な児童・生徒については、医療的ケア学校看護師を派遣し、主治医の指示に基づき、学校において医療的ケアや生活介助、医療的ケアを安全かつ衛生的に実施するための感染予防及び環境整備等を行っています。

⑦通級指導教室運営事業

通級指導教室は、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して適切な支援を行うため、設置されています。年間 3 回運営委員会を開催し、通級指導教室(まなびの教室、ことばの教室)の充実を図るとともに、通級指導の今後の在り方について検討しています。

⑧研修・研究推進事業

〈教育相談・支援教育研修会〉

平成 28 年度に「学校教育相談研修会」から名称を改め、「教育相談・支援教育研修会」としました。教育相談と特別支援教育の両面から児童・生徒の諸課題について検討し、理解を深めるとともに、教育相談の考え方や態度について理解することを目的としています。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策として、予定していた 6 回をオンライン開催としました。

〈学校訪問事例研究会〉

学校不適應の児童・生徒の事例について、該当の学校全職員で協議し具体的な方策を探りながら、学校の対応や家庭及び関係機関との連携の在り方について研究しています。また、講師による臨床心理学の視点から学校不適應の児童・生徒の心理や関わりなどについて理解を深め、教員のカウンセリングマインドによる指導力の向上も目指しています。令和 3 年度はオンライン開催も含め小学校 4 校、中学校 2 校で開催しました。

〈教育相談コーディネーター担当者会〉

小・中学校における、支援教育の理念に基づいたインクルーシブ教育の在り方について理解を深めています。支援が必要と思われる子どもたちへの理解を深め、その支援方法及び各関係機関との連携等について研修を行い、コーディネーターとしての資質の向上を図っています。令和 3 年度は 4 回開催しました。

〈特別支援教育研修会〉

特別支援教育についての理解を深めるとともに、指導上の問題について協議し、指導力の向上を図っています。また、教育相談の在り方についても研修し、各学校での就学相談が適切に推進されるように努めています。令和 3 年度は、特別支援学級担任、特別支援学級新担任、校内教育支援担当者を対象に、書面開催 2 回を含め 4 回開催しました。

〈特別支援学級訪問研究会〉

障がいの特性や児童・生徒の実態に応じた指導と必要な支援について理解を深め、指導力の向上を図っています。また、児童・生徒の適切な実態把握とそれに基づいた個別の指導計画の立案について理解を深めます。平成 29 年度より市内小・中学校を 6 ブロックに分け、ブロックごとに各学校での指導や課題について共有し、小・中学校の指導の連携や一貫を図っています。令和 3 年度は各ブロック 3 回開催しました。

〈通級指導教室訪問研究会〉

通級による指導において、個別指導を中心とした障がいの特性や児童・生徒の実態に応じた適切な指導と必要な支援についての理解を深め、指導力の向上を図っています。また、各学校での指導の実際を踏まえ、日常の指導の課題等について情報交換を行っています。

⑨各種情報提供

子ども教育相談センターの事業について理解を広めることを目的として、機関誌「そうだん」を年に 1 度発行し、市立幼稚園、小・中学校、関係機関へ配布しています。令和 3 年度には No.55 を発行しました。また、校支援掲示板などを利用して、教育相談や心のケアに関する情報の提供を行っています。

(7) 学校給食

学校給食の変遷

平塚市においては、昭和 22 年に小学校 5 校でミルク給食が開始され、その後小学校に順次調理室を整備し、学校給食の普及を図ってきました。昭和 40 年代に入ると、児童数の増加と単独調理場の老朽化が問題となり、これに対応するため、昭和 47 年に東部学校給食共同調理場を、昭和 50 年に北部学校給食共同調理場を開設し、平成元年までに 7 校の単独調理場を順次整備しました。

時代の移り変わりとともに、学校給食は栄養や空腹を満たすためだけのものではなく、豊かな食環境の中で望ましい食習慣を身に付け、好ましい人間関係を育てる役割も求められるようになり、ランチルーム等の整備を進めてきました。

さらに、食環境整備として、給食用個人トレーを平成 3 年に導入するとともに、アルマイト食器から強化磁器食器や樹脂食器への入替えを順次行い、令和 3 年度をもって全校入替えが完了しました。また、日本型食生活を取り入れるため、米飯給食を平成 7 年 1 月から週 1 回、平成 15 年 1 月から週 2 回、そして現在では週 3 回実施しています。

給食費については、令和 3 年度から私会計を公会計に移行し、児童は月額 4,300 円（令和 3 年度現在）となっています。

学校給食の安全安心

学校給食で使用する食材は、良質かつ安価で、衛生上最も安全なものとするため、価格が安定している乾物類等の一般物資と、価格が変動する野菜類等の生鮮物資に分けて物資選定を行っています。平塚市学校給食一般物資・納入業者選定委員会では、価格が安定していて季節を問わない乾物や缶詰・調味料等について、年 2 回入札を行い選定しています。また、平塚市学校給食生鮮等物資選定委員会では、共同調理場で使用する食材として価格の不安定な野菜類や肉・肉加工品、冷凍品など約 60 品目について月 1 回入札を行い選定し、単独調理場でも青果店から購入する野菜類以外は、基本的にはここで選定した物資を使用しています。

学校給食用物資の安全性を確保するため、遺伝子組み換え食品の有無、食物アレルギー物質や食品添加物の確認の他、食材や提供食の一般細菌検査、O157 細菌検査、残留農薬検査を行い、安全で安心できる給食の提供に努めています。

1 日当たり提供食数については、令和 3 年度実績で、共同調理場対象校は 21 校で 8,443 食、単独調理場校は 7 校で 4,019 食となっています。

平成 25 年度～令和 3 年度のトピックス

平成 25 年度	中学校業者弁当方式試行
平成 26 年度	アレルギー除去食開始 東部・北部共同調理場の調理業務を民間委託化 サッカーワールドカップメニュー提供
平成 27 年度	アレルギー除去食にエビを追加 中学校業者弁当方式を全校で開始
平成 28 年度	リトアニア共和国大使夫妻をお招きし、ふれあい給食を実施
平成 29 年度	ベジタマもなかを使った給食を実施
平成 30 年度	勝原小学校給食調理場の調理業務を民間委託化
令和元年度	松延小学校給食調理場の調理業務を民間委託化 学校給食課に中学校給食推進担当を設置
令和 2 年度	新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言のため 6 月 15 日まで給食提供中止 港小学校給食調理場の調理業務を民間委託化 平塚市学校給食基本構想・基本計画策定
令和 3 年度	学校給食費を公会計に移行 山下小学校給食調理場の調理業務を民間委託化 東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に伴いリトアニア料理の給食提供 (仮称) 平塚市学校給食センターの整備・運営事業者を決定



リトアニア料理の給食提供

小学校給食を通じた食育の推進

学校給食を通じた食育の推進として、地場産野菜等使用推進事業、食に関する指導事業、ふれあい給食事業などを実施しています。

(1) 地場産野菜等使用推進事業

地域で生産された新鮮で安全安心な食材の給食への提供と、地場産物を食べることで地元の農水産業等への理解を深めることを目的に行っています。

平成 13 年度から平塚市経済部農産課（現在の産業振興部農水産課）と協力して地場産物の活用が始まり、令和 3 年度は年間使用野菜 59 品目のうち 21 品目で平塚産を使用しました。

(2) 食に関する指導事業

児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、給食時間を中心とした栄養教諭や学校栄養士による指導だけでなく、食に関する教科においては担任教員が食に関する指導の一翼を担っています。また、栄養教諭によるネットワーク校での食教育の展開も始まり、令和3年度は市内全小学校（分校を除く。）で、給食時間、家庭科、学校保健委員会等で1,975回の指導を行いました。

(3) ふれあい給食事業

地元で採れた地場産物を学校給食の食材として活用するとともに、その生産者等を学校に招いて、地域の自然や文化、農水産業等に関する理解を深め、生産者等への感謝の気持ちを持つことや、食べ物を大切にすることを学ぶことを目的として、平成18年度からふれあい給食を実施しています。

その他に、平成25年度からは、やまゆりポーク生産者組合提供によるやまゆりポークを、平成28年度からは(株)フリーデン提供によるウインナーを使った寄贈ふれあい給食が始まりました。



やまゆりポーク寄贈ふれあい給食

中学校給食

平塚市では、全ての中学校で家庭から弁当を持参することを基本としたミルク給食を実施しています。また、弁当が持参できない時のために、当日の朝に注文ができる業者弁当の販売を導入しています。

しかし、家庭環境や社会情勢の変化がある中で、中学校でも完全給食を望む声が高まってきたことから、平成29年度に「平塚市中学校昼食検討委員会」を設置し、中学校での昼食の在り方について改めて議論を重ねた結果、主食（御飯、パンなど）、おかず、牛乳を提供する中学校完全給食を早期に実施することが望ましいとの結論を得ました。

一方、小学校28校中21校の給食を賄っている東部・北部共同調理場については、耐震性能の不足や著しい老朽化などの課題を抱えています。そのため、この2場の共同調理場の統合・移転と併せて中学校完全給食を実現するため、中学校全15校（分校を除く。）と小学校21校に給食を提供することができる新たな学校給食センターを整備することなどを示した、「平塚市学校給食基本構想・基本計画」を令和2年11月に策定しました。令和3年度においては、この基本構想・基本計画に沿って、中学校完全給食の開始に向けた準備作業を進めました。

(8) 学校保健

保健活動の変遷

学校保健を推進し、児童生徒の健康保持・増進を図ることは、心身ともに健康な国民の育成を期する教育の目的達成に大きな役割を果たすものであり、また、あらゆる教育活動の基盤となるものです。

この目的を達成するため、昭和33年の学校保健法の制定とともに、国を始め地方公共団体において、児童生徒の健康管理の充実が図られてきました。

近年では、平成21年に学校保健法が学校保健安全法に改正され、平塚市においても、学校保健安全法を基に、幼児・児童・生徒・教職員に対する各種健康診断の実施及び学校環境衛生の維持改善等に取り組んでいます。

幼児・児童・生徒の健康管理

幼児・児童・生徒の健康管理は、学校保健安全法等の規定に基づく定期健康診断・臨時健康診断をはじめとして、次のような各種検診を実施しています。

- ・ 幼児・児童寄生虫検査（平成27年度まで）
- ・ 児童・生徒結核検査
- ・ 児童・生徒心臓疾患精密検査
- ・ 児童・生徒心臓疾患心電図等検査（精密検査対象者については、平塚市心臓疾患判定委員会において管理指導を実施しています。）
- ・ 幼児・児童・生徒腎臓疾患検査（精密検査対象者については、平塚市腎臓疾患判定委員会において管理指導を実施しています。）

歯科衛生士による学校歯科巡回指導

歯科保健指導の徹底を図るため、昭和48年度から幼稚園・小学校の一部園児・児童を対象に実施を開始し、現在は、小学校1年生、3年生及び5年生を対象に実施しています。

子どもの生活習慣病予防対策事業

小児期における生活習慣病予防対策を目的として、肥満度30%以上の小学4～6年生に対し受診を勧めるとともに、4年生を対象に健康教室を実施しています。

学校環境衛生

学校における環境衛生の維持・改善を図るため、学校環境衛生基準に基づき、学校・教育委員会・学校薬剤師による飲料水・プール水・照明の照度等の検査を実施しています。

保健関係者の研修

各種大会・研修会への参加や定期的に養護教諭研究会を実施するなど、学校保健に関わる教職員等関係者の研修に努めています。

保健関連行事の開催

学校歯科保健の振興を図るため、歯の衛生に関する作文（令和元年度まで）、図画ポスター及び標語のコンクールを実施しています。

(9) 就学奨励

奨学金制度

修学支援金

学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な生徒のため、昭和 29 年に奨学金給付制度を開始しました。その後、県立高校授業料無償化に伴い平成 23 年 3 月 31 日をもって奨学金給付制度は廃止し、平成 23 年 4 月 1 日から新たに修学支援金制度としてスタートしました。本制度は平塚市立中学校だけでなく、私立中学校の出身者でも給付を受けることができるものとし、さらに高等学校進学者だけでなく、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程への進学者へと対象範囲を広げました。

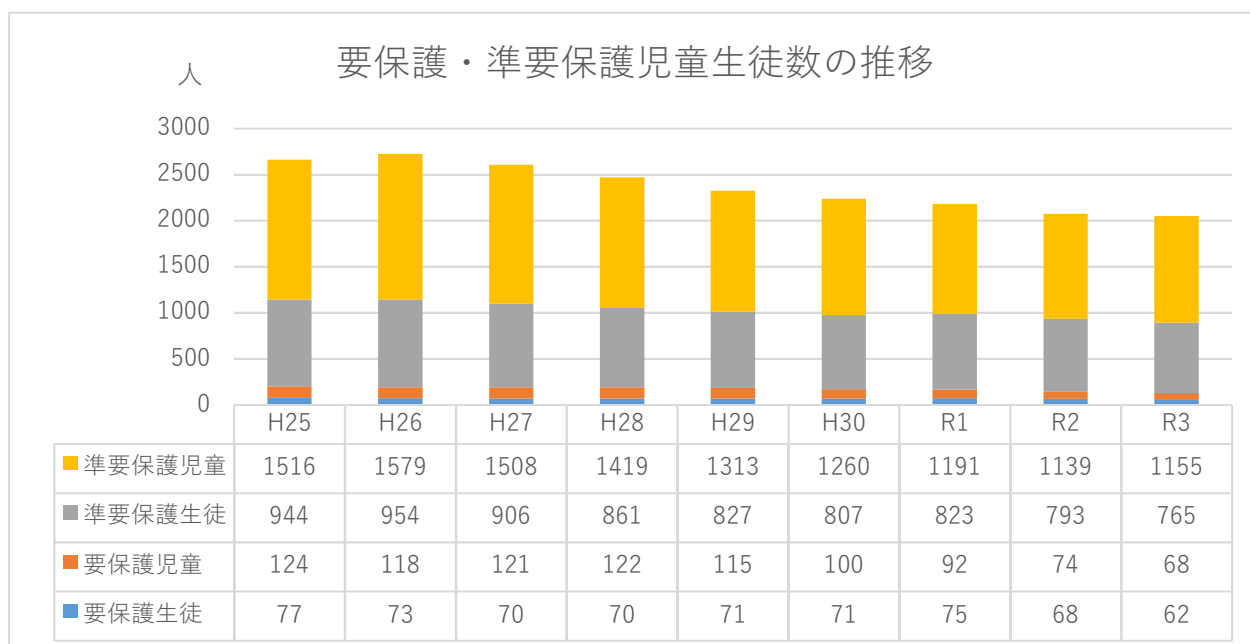
また、支給額については月額 10,500 円から 7,000 円に引き下げました。文部科学省の学習費調査によると、高校の教育費の内、授業料が 3 分の 1、それ以外の部分が 3 分の 2 となっていたため、授業料の無償化に併せて、3 分の 1 を減じた 7,000 円としました。

定員については、平成 25 年度からは 40 人でしたが、平成 28 年度に特定寄付があり、そこから 80 人程度となりました。特定寄付の残額も減少してきたため、今後は募集定員を順次段階的に減らしていく予定です。

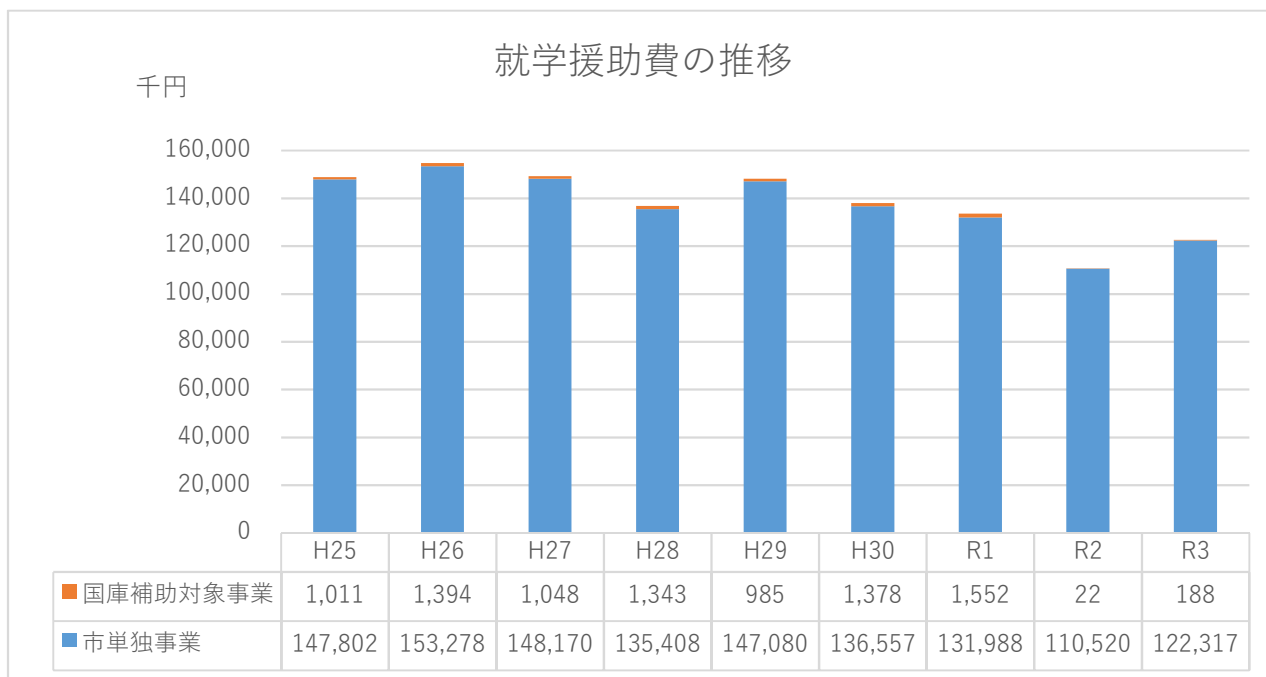
就学援助

この制度は教育基本法や学校教育法の趣旨に沿って、保護者が保護する児童生徒の学校での学習に必要な費用を経済的理由で負担できない場合に、国及び市が学用品、給食費及び医療費等の援助をする制度です。

援助者数は、近年の児童生徒数の減少に伴い、減少傾向にあります。平成 26 年度の 2,724 人をピークに、令和 3 年度は、2,050 人がこの制度を利用しています。



準要保護者への支援については、学校教育法第 19 条の規定により、「経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定められていることから、国が準要保護者への支援を廃止した平成 17 年度からは、市単独事業として実施しています。



※令和 2，3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で国庫補助対象事業である修学旅行が中止となったため減少しています。

特別支援教育就学奨励費

平塚市立小中学校に在籍する学校教育法施行令第 22 条の 3 で定める障がいの程度に該当する児童生徒の保護者及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、必要な経費の一部を援助することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

年々増加傾向にあり、平成 25 年度の補助対象児童生徒数は 150 人で、令和 3 年度は 412 人です。

(10) 学校安全

学校安全の重要性

平塚市教育委員会では、平成 26 年度に発生した市立小学校における授業中の児童死亡事件の検証を進めた調査委員会からの提言を受け、学校安全に関する取組を効果的且つ継続的に進めるため、令和 2 年度、教育指導課に学校安全担当を新たに創設し、更なる安全安心な学校づくりを目指してきました。

各校（園）において、児童生徒等が主体的に学びを進めていくためには、その安全が確保されていることが前提となります。また、児童生徒等の安全を脅かす事故等の発生に備えて、適切な危機管理体制を確立しておくことも併せて重要です。

①学校安全対策の取組

安全確保等に関する計画

児童生徒等や教職員の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険を未然に防止するとともに、万が一、事件・事故等が発生した場合に被害を最小限にするため、適切かつ迅速に対処することができよう次の計画を策定・見直し・改訂しています。

- ・学校安全防災計画
- ・学校危機管理マニュアル（例示版）
- ・平塚市学校における危機管理対応
- ・学校緊急支援（心のケア）マニュアル

学校安全強化月間

集中的に学校安全に資する取組を推進し、組織的な安全管理の充実を図ることを目的に、令和 2 年度から 10 月を「学校安全強化月間」として設定し、教育委員会及び各校（園）が次の取組を実施しています。

- ・交通環境に関する状況調査
- ・施設・設備の重点点検
- ・安全に関する研修及び安全取組実施調査
- ・ヒヤリハット、市内学校事故の推移の情報提供
- ・セーフティプロモーションスクールの取組状況等の情報提供
- ・各校（園）教職員及び市教委職員に強化月間の取組周知
- ・教育委員会事務局各課による安全対策や研修等の実施
- ・青色防犯パトロール など

各種研修

学校における組織的な安全管理の一層の充実を図るとともに、教職員の安全意識を高め、児童生徒等が安全で安心して過ごせる学校づくりを推進するため次の研修を開催しています。

- ・心肺蘇生法実技講習会
- ・学校安全担当者会
- ・水泳担当者会

②通学路の安全対策

平塚市通学路交通安全プログラムの策定

平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省・国土交通省・警察庁の 3 省庁が連携して作成した「通学路における緊急合同点検等実施要領」に沿って、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、依頼がありました。

また、通学路の安全確保の継続的な取組を進めるため、定期的な合同点検の実施や実施後の対策の効果検証などの基本的な進め方や手順などを盛り込んだ「通学路交通安全プログラム」の策定が全国の地方自治体に対して示されました。

これらを受け、平塚市では平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等と連携して緊急合同点検を実施するとともに、通学路の交通安全に対する取組を継続的に行うため、「平塚市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の環境整備に努めています。

合同点検の実施

「平塚市通学路交通安全プログラム」に基づき、各校（園）から、通学路上における危険箇所の報告を受け、警察や道路管理者等の関係各所と連携して合同点検を実施し、歩道の設置や「文」マーク、グリーンベルトの敷設、危険箇所への看板の設置等を行い、児童生徒等の通学時の安全を確保しています。

平塚市通学路安全対策事業補助

通学路の安全を確保するために、地域、学校等との連携により、児童生徒が安全で安心して通学できる環境づくりを進める団体に対し、事業費の一部を補助しています。

③学校災害保険事業

日本スポーツ振興センター

平塚市教育委員会では、その前身である日本学校安全会が発足した昭和 35 年より、市立幼・小・中の園児・児童・生徒全員が市費により加入しています。この制度は、医療費の給付（保険診療における医療費の総額の 4 割）のほか、障害・死亡に対して、見舞金の支払いを行っています。

学校災害見舞金

昭和 56 年より、平塚市教育委員会独自の制度として発足しました。学校の管理下の災害のうち、7 日以上入院や歯を折った時などに保護者に見舞金を給付しています。

学校災害保険事業

学校管理下における万が一の事故等の際、被保険者（平塚市）が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に備える等、円滑に学校運営が実施されるように以下の各種保険に加入しています。

- ・学校賠償責任保険
- ・旅行総合保険
- ・入試に伴う傷害保険

【日本スポーツ振興センター扱いの災害件数（最近 9 年間）】

年度	小学校		中学校		幼稚園		合計	
	被災件数	児童数	被災件数	生徒数	被災件数	園児数	被災件数	児童等数
H25	508	13,809	663	6,634	1	214	1,172	20,657
H26	476	13,663	693	6,638	3	205	1,172	20,506
H27	446	13,524	683	6,641	3	192	1,132	20,357
H28	457	13,193	525	6,663	4	170	986	20,026
H29	435	13,013	397	6,609	1	117	883	19,739
H30	397	12,860	360	6,512	—	99	757	19,471
R1	376	12,604	283	6,356	—	66	659	19,026
R2	237	12,324	168	6,287	1	52	406	18,663
R3	269	12,114	213	6,333	—	39	482	18,486

※児童生徒数等は、加入申請時の 5 月時点の人数